

第3次 豊能町都市計画マスタープラン

自然とまちが調和する多様性・創造性のまち とよの

令和5年3月策定

<目 次>

1. 計画の概要	1
(1) 都市計画マスタープランとは	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の構成	2
(4) 計画の目標年度と対象	2
(5) 計画改定の背景	3
2. 全体構想の検討	4
2-1. 将来都市像	4
2-2. 都市構造	6
2-3. 都市づくりの方針	8
2-4. 都市施設の配置方針	11
(1) 交通	11
(2) 公園・緑地等	16
(3) その他公共施設	20
2-5. 市街地整備の方針	24
2-6. 都市防災・防犯の方針	27
(1) 火災対策	27
(2) 震災対策	28
(3) 治山・治水対策	29
(4) 都市防災	31
(5) 防犯・交通安全対策	33
2-7. 都市景観保全の方針	35
2-8. その他施設整備に関する方針	37
(1) 保健・福祉関連施設	37
(2) 教育関連施設	39
(3) コミュニティ・観光施設、スポーツ・レクリエーション施設	41
(4) 複合施設	43
2-9. 自然環境保全の方針	44
3. 地域別構想の検討	47
3-1. 地域区分	47
4. 計画の実現に向けて	48
(1) 協働によるまちづくり	48
(2) まちづくりの手法	50
(3) まちづくりの推進体制	51

1. 計画の概要

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画区域において、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにするものです。

豊能町都市計画マスタープラン（以下、本計画という）の正式名称は「豊能町の都市計画に関する基本的な方針」で、都市計画法第 18 条の 2 における「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけられるものです。

今後の豊能町のまちづくりは、本計画の掲げる基本的な方向に基づいて進められます。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略が連動した「豊能町総合まちづくり計画（令和 4(2022)年 3 月策定）」を上位計画とし、大阪府の「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和 2（2020）年 10 月策定、都市計画区域マスタープラン）」に即するものです。また、町の各分野別計画との整合、連携を図り、一体的な都市づくりを支えるものです。

更に、平成 25(2013)年 4 月から施行した「豊能町市街化調整区域の土地利用のあり方ガイドライン」は、本計画を上位計画とし、市街化調整区域における地区計画の具体的内容を示しています。

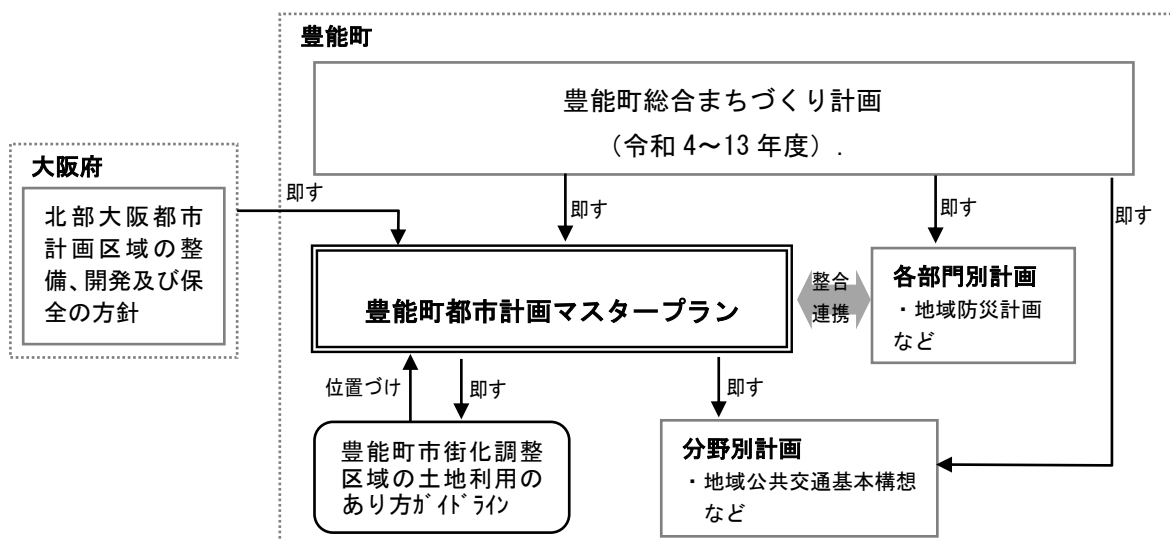


図 1 計画の位置づけ

(3) 計画の構成

本計画は、「全体構想の検討」「地域別構想の検討」「計画の実現に向けて」で構成しています。

- * 全体構想の検討・・・・町の将来像や都市構造、土地利用、都市施設の配置について、町の方針を示す。
- * 地域別構想の検討・・・・都市構造や人口構成など地域特性の異なる東部地区と西部地区について、地域別にまちづくりの方針を示す。
- * 計画の実現に向けて・・・・本計画を実現していくための、取組体制や具体的手法の検討、計画の進行管理方法について示す。

(4) 計画の目標年度と対象

本計画は、令和 14(2032)年度を目標年度とします。

本計画の対象区域は、本町全域が都市計画区域であることから、町全域とします。

(5) 計画改定の背景

本町では、平成 24(2012)年度に「豊能町都市計画マスタープラン」を策定し、計画に即したまちづくりを進めてきました。また、6年後の平成 30(2018)年度に、都市計画関連制度の一部改正や社会的潮流の変化を受け、計画の一部改定を行いました。

このたび、策定から 10 年が経過し、上位計画である「豊能町総合まちづくり計画」が令和 3(2021)年度に策定され、これとの整合性を図る必要があるほか、近年の町を取り巻く潮流に対応するため、新たな都市計画マスタープラン（第 3 次）を策定します。

本計画の策定にあたっては、前計画の進捗状況や住民意向調査※から得られた町の現状を踏まえるほか、社会潮流の変化による本町のまちづくりへの影響を見据えるものとします。

また、本町周辺では、平成 30(2018)年 3 月に新名神高速道路の高槻インターチェンジと神戸ジャンクション間が開通したほか、令和 9(2027)年度には新名神高速道路の全開通が予定されており、交通の利便性が一層優れた地域となることが予想されます。このため計画改定にあたっては、本町への影響が想定される町周辺部の動向も視野に入れて検討します。

※住民意向調査の概要：16 歳以上住民 2,000 人を対象に、郵送配布・回収で実施
(令和 4 年 9 月 24 日～10 月 14 日)。

■豊能町を取り巻く社会潮流の変化

- ①本格的な人口減少と超少子高齢社会の到来
- ②多様な連携と協働によるまちづくりの推進
- ③高度情報化社会の進展
- ④安全・安心な社会の構築
- ⑤グローバル化の新たな局面の到来
- ⑥経済の再生と雇用環境の変化
- ⑦環境と調和した持続可能な地域づくり
- ⑧健全な行財政運営の推進

資料：豊能町総合まちづくり計画

■都市計画・まちづくりを取り巻く新たな取り組み

- ・人口減少社会を踏まえた地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画制度の制定
- ・民間活用による公園等の柔軟な活用を認める都市公園法改正
- ・市街化調整区域における建築物を観光資源やコミュニティ維持のために用途変更することを容易とする開発許可運用指針の改定
- ・コンパクトシティ実現をめざす立地適正化計画制度の制定
- ・空き家の除却・利活用を促進する空き家対策特別措置法の制定
- ・居心地がよく歩きたくなるまちなかを形成するまちづくりの方向性の推進
- ・スマートシティ ※の推進による Society5.0 の実現
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新しい生活様式の広がり
- ・SDGs～持続可能な開発のための 17 の目標～の浸透
- ・低炭素社会の実現による持続可能なまちづくり

2. 全体構想の検討

2-1. 将来都市像

① 将来人口想定

まちづくりにおいて適切な都市基盤の整備や施設配置を計画するためには、その基礎となる人口の想定が必要です。

上位計画である「豊能町総合まちづくり計画」では、計画の目標年度（令和 13（2031）年度）における目標人口を、1 万 5 千人維持と掲げています。人口減少が予測されるなか、20 年後、30 年後も、持続可能なまちとして豊能町が生き残っていくために、町に関わる様々な人たちと連携・協働して、これまでにない新たな施策に積極的に取り組むことで、人口を維持し続けることを目標に施策に取り組むとしています。

このため、本計画の目標年度（令和 14（2032）年度）における将来人口も、約 1 万 5 千人を想定します。

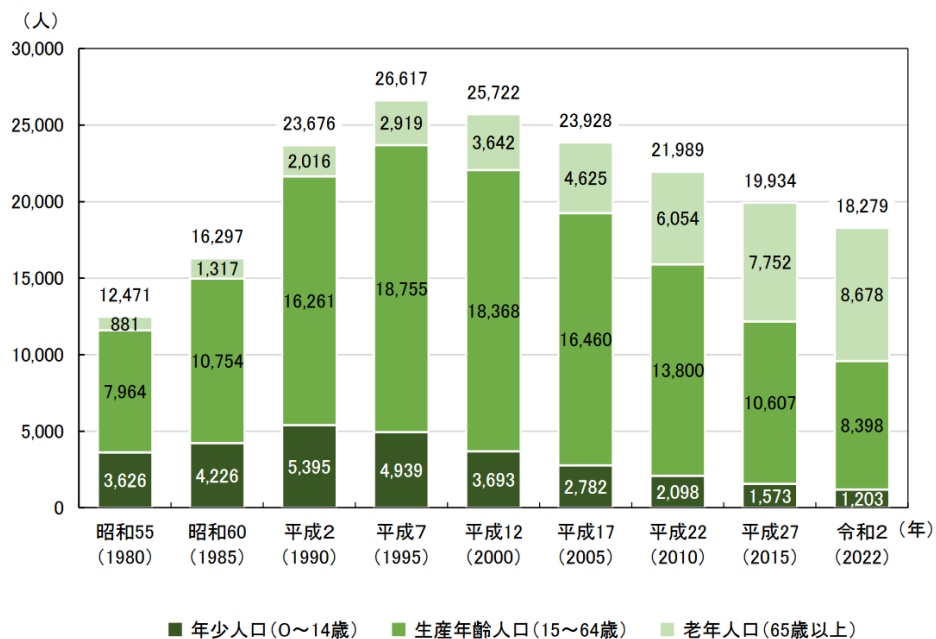


図 2 総人口及び年齢区分別人口の推移（各年 10 月 1 日）

資料：豊能町総合まちづくり計画

② 将来都市像

豊能町では、豊かな自然に包まれた環境と大都市近郊の立地を活かした郊外居住地として発展し、現在も美しい自然景観・田園風景が魅力となっています。この豊かな環境に抱かれたまちを、次の世代に引き継いでいく必要があります。

令和 4(2022)年度に実施した住民意向調査では、交通環境が整備された「利便性の高

い町」と「緑豊かな自然環境のなかでゆったりすごせる町」の双方が、めざすべき町の姿として多くの人に支持されていました。また、「福祉の充実した高齢者や障がい者にやさしい町」だけでなく、「子育て世代にやさしい町」へのニーズも高いことがわかりました。

「豊能町総合まちづくり計画」では、まちの将来像として「自然に抱かれた多様性・創造性で未来が輝くまち とよの」を掲げ、西部地域と東部地域それぞれの地域の魅力を融合させることで、農村と住宅街から生み出される多様性と創造性を大切にした「新しい豊能町らしさ」をつくり上げ、その魅力に溢れるまちづくりに取り組んでいくことで、他地域にはない新たな価値を創出し、持続可能な地域づくりをめざしていくとしています。

また、計画の基本指針の1つとして、「緑の中で楽しく暮らせる“まちづくり”」を設定し、AI や ICT、IoT といった先端技術も活用しながら、子供から高齢者まで、だれもが快適に楽しく暮らせる便利なまちの視点も反映させることをめざしています。

こうした総合まちづくり計画の将来像を踏まえ、本計画における、本町の将来都市像は、以下のとおりとし、この実現に向けた各種施策を推進していきます。

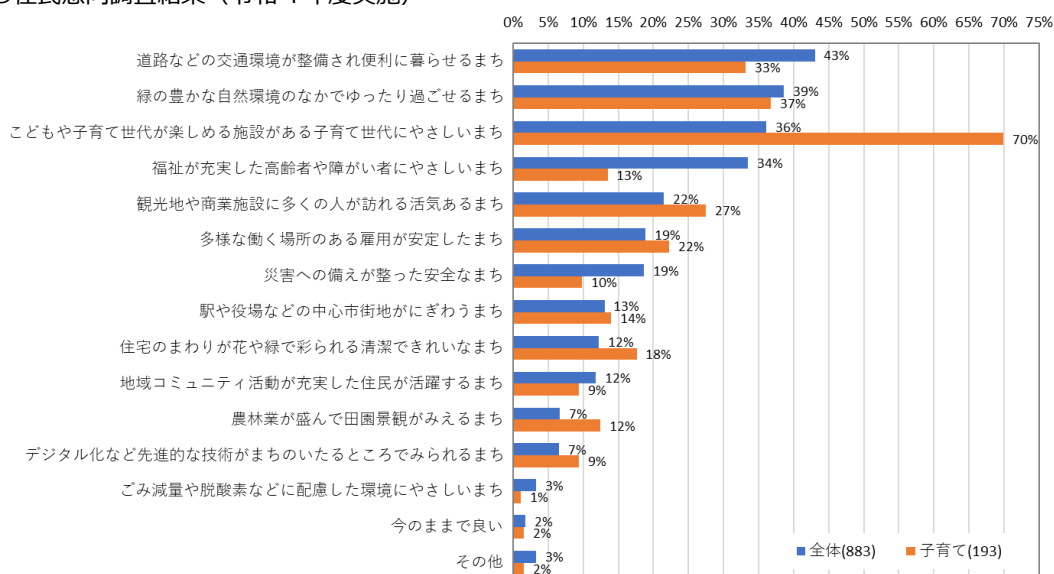
（将来都市像）

自然とまちが調和する多様性・創造性のまち とよの

（都市づくりの視点）

- ・ 子どもや子育て世代、高齢者まで人にやさしいまちづくり
- ・ 安全、安心を実現するまちづくり
- ・ 自然環境と共生するまちづくり
- ・ 地域の個性と豊能らしさを活かしたまちづくり

○住民意向調査結果（令和4年度実施）



《めざすべき豊能町の姿》

2-2. 都市構造

基本理念と目標に対応して、町の様々な都市機能の中心的役割を果たす「地域中心核」と土地利用の「ゾーニング」による将来都市構造を設定します。なお、この将来都市構造は総合まちづくり計画における土地利用構想を基本とします。

地域中心核は、東部地域の拠点として余野の役場周辺、西部地域の拠点として吉川支所周辺に位置付けます。

また、本町の自然・社会特性から、町全域を自然環境保全ゾーン、自然環境活用ゾーン、田園環境活用ゾーン、市街地整備ゾーン、沿道整備ゾーンに区分し、まちづくりの課題に配慮しつつ、地域特性を活かした保全、整備、活用に努めます。

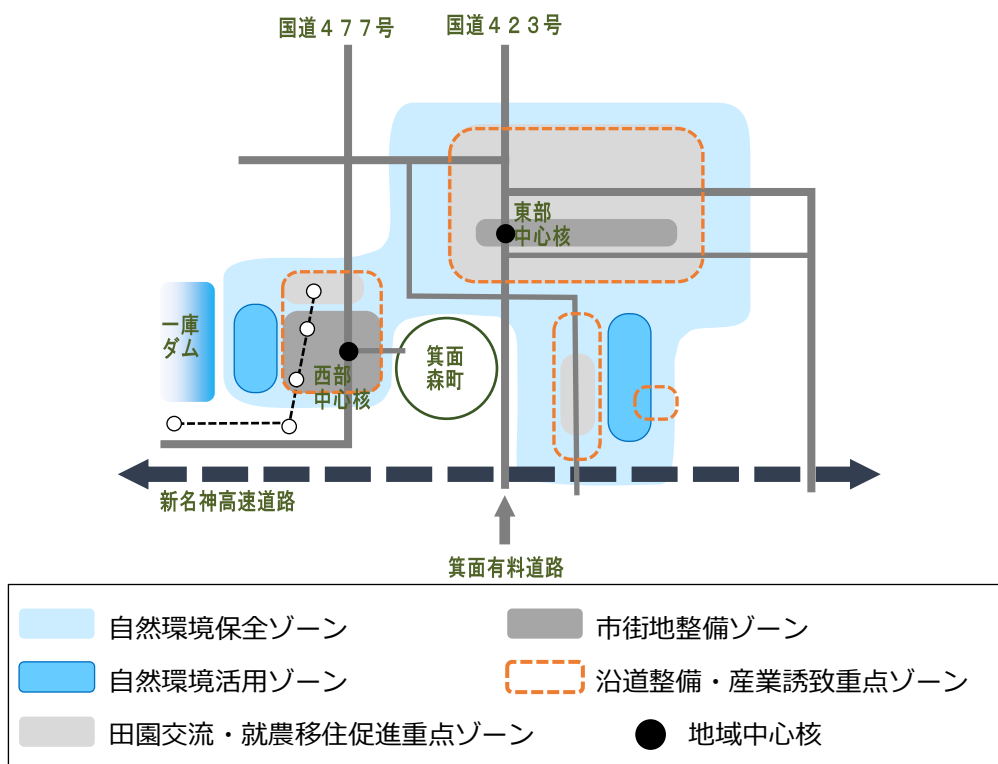


図 3 都市構造図

<地域中心核>

東部中心核	東部地域の拠点。行政、教育文化、医療福祉等の施設が集積する余野の役場周辺。
西部中心核	西部地域の拠点、生活の中心。役場支所をはじめ、多様な施設が集積する吉川支所周辺。

<ゾーニング>

ゾーン名	指定箇所	保全、整備、活用内容
自然環境保全ゾーン	町の外周部や妙見山周辺の山地	保全を基本としながら自然を活かしたレクリエーション地については、自然散策・遊歩道などの整備を行う。
自然環境活用ゾーン	新光風台外周部の一庫ダム隣接地や木代から高山にかけての山地	維持管理にかかる費用を抑えた整備を実施し、地域活性化を図るための有効な活用をめざす。
田園環境活用ゾーン	農地、集落及び里山	農業振興に向けた整備を図るとともに、都市地域や住宅地住民が田園を楽しむ場及び農家との交流の場として圃場整備や棚田保全など田園環境の活用整備を継続する。 南部地域では、地域資源を活かした拠点のあり方を検討する。 土砂災害警戒区域妙見口駅周辺について市街化に向けた計画の抜本的な見直しを進める。
市街地整備ゾーン	市街地	良好な住宅環境の保全を基本に整備を図る。 人口減少傾向にある西部地域における人口流出抑制に向けた施策を検討する。
沿道整備ゾーン	幹線道路沿い	無秩序な開発を抑制し、景観保全を第一とし、沿道整備該当地域のうち、国道 423 号及び国道 477 号については開発審査基準に基づく町独自提案基準に基づく適正な開発・整備を誘導する。 市街化調整区域では、土砂災害計画区域での開発行為は原則禁止となったため、見直しが必要な地域における対応を進める。 東部地域の国道や府道などの幹線道路沿いにおいて、重複している機能の統合化、効率的な施設運営を目的とした公共施設再編を進める。 妙見口駅から伸びる妙見山へのハイキングコースについて、花折街道をはじめとした沿道のにぎわい創出に向けた整備を更に充実させる。

2-3. 都市づくりの方針

①土地利用の方針

本町においては、これまで豊かな自然田園環境を維持しつつ計画的な市街化を進めており、今後もこのような方針のもと計画的な土地利用を進めます。

* 方針 1：自然的土地利用と都市的土地利用の調和

自然的土地利用と都市的土地利用の共存が環境・景観上の魅力となっている本町においては、空家や放置された土地の利活用が急務であり、今後のまちづくりにおいても、違法な開発行為等に注意しつつ、これらが調和した土地利用をめざします。

このため、北摂山系の豊かな自然を保全し、交流の場として適切に活用するほか、田園環境の保全、整備を図るとともに、市街地においては良好な住環境を確保します。

また、高齢化と人口減少により空家の増加が目立っており、住環境に悪影響を及ぼし始めているため、空家の適正管理または利活用を周知するとともに、適切な対応を進めます。

* 方針 2：地域の個性を活かす土地利用

東部地域と西部地域の境目に、妙見山に連なる自然が広がる本町では、相互の連絡について他市を経由しなければならない側面を有していることから、各地域に地域中心核を形成するとともに、それぞれの特徴に応じた土地利用と連携できる環境づくりを人口減少、高齢化、施設の維持管理とのバランスに配慮しながら進めます。

また、町周辺での開発整備等の影響がとくに想定される地域においては、これらと適切に連携し、地域が一体となった土地利用をめざします。

* 方針 3：広域的な役割を担う土地利用

近年、本町周辺部では、「箕面森町」が誕生するとともに止々呂美東西線、箕面有料道路（箕面グリーンロード）が開通し、新名神高速道路の整備に伴うインターチェンジが整備されました。

これまで都市近郊住宅地として発展してきた本町では、広域的な役割がより一層期待されることから、これにも配慮した土地利用を進めます。

* 方針 4：長期的視点からの計画的土地利用

人口減少や少子高齢化は全国的な課題であるが、本町においても人口の減少と急激な少子化が進んでいます。

今後は人口動向や世帯構成、ライフスタイル等に配慮した長期的な視点での計画的な土地利用を進め、高齢化に対応した人にやさしいまちづくりと併せて、若い世代が転入したくなる、あるいは子育てがしやすい魅力的なまちづくりをめざします。

②土地利用の配置方針

土地利用は都市構造を基本に、地域特性を考慮して配置します。

<都市的土地利用>

*市街地整備ゾーン

- ・人口減少に対応するため、東部地域、西部地域の空家が目立ち始めた市街化区域において、周辺環境、意向調査を配慮し、地域中心核を中心に適正なエリアに配置します。
- ・良好な住宅環境を保全するとともに、日常生活の利便性の向上に努めます。

*沿道整備・産業誘致重点ゾーン

- ・主要幹線道路（国道423号、国道477号、府道茨木能勢線、府道余野車作線、府道余野茨木線）沿道50mの範囲^{*}などに配置します。
- ・主要幹線道路沿いは、田園風景を保全しながら地域の活性化に資する施設の誘致や整備をめざし、提案基準の整備やガイドラインの整備運用を進めます。
- ・妙見口駅から伸びる妙見山へのハイキングコースや吉川地区、高山地区において、にぎわい創出に向け、花折街道をはじめ沿道における店舗や飲食店等観光客に魅力的な整備を進めます。
- ・市街化調整区域であっても適切な整備開発に取り組むべき地区を抽出し、地区計画ガイドラインに基づく地区計画や、都市計画法審査基準（町独自提案基準）を定めます。その結果、無秩序な土地利用を規制するほか、土砂災害警戒区域における開発禁止等との調整など、田園環境を保全しながら、適正な開発・整備を誘導します。

※沿道から宅地（建築物の敷地）2つ分を想定。

<自然的土地利用>

*田園交流・就農移住促進重点ゾーン

- ・既存の集落及び農地、里山に配置します。
- ・都市近郊の特性を活かし、農業生産基盤の整備に努めるとともに、身近な歴史・文化に親しめる環境づくりに努めます。

*自然環境活用ゾーン

- ・木代から高山にかけての一带の山地と、外周部の一庫ダム隣接地に配置します。
- ・豊かな自然環境を活かした地域振興のための施設整備など、地域の活性化に向けた環境づくりに努めます。
- ・木代から高山にかけての一带の山地においては、民間の力を活用することを前提とした上で、公民連携による国の補助金の活用も視野に入れ、既存の自然環境を活かし、効率的・効果的な活用をめざします。

*自然環境保全ゾーン

- ・町の外周部や妙見山など、周辺山間部に配置します。

2-4. 都市施設の配置方針

(1) 交通

①基本方針

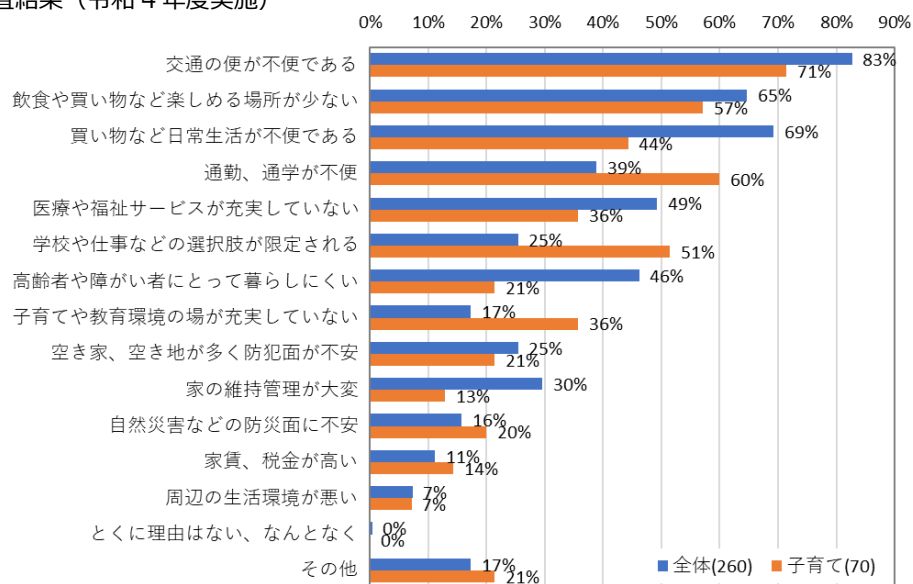
高齢化の一層の進展が想定される本町において、高齢者が快適に暮らしていくためには、だれもが円滑に町内を移動できる交通網の整備が不可欠です。意向調査においても「交通の便が不便である」ことや「通勤、通学が不便である」ことが住みにくい要因として掲げられています。

本町においては、平成 19(2007)年、東ときわ台から止々呂美までの道路が開通し、東西間の連絡が向上しましたが、依然として、町内の各地域相互の連絡強化、周辺地域や都心への円滑な連絡、周辺地域の整備計画と整合する交通体系整備、また交通施設の老朽化などが課題です。

本町における交通体系整備にあたり、基本方針を次のように定めます。

- * 住民の生活利便性を高める道路交通網及び周辺環境の整備を図る。
- * 周辺の整備計画や地域と連携する広域的な道路交通網の整備を促進する。
- * 老朽施設への適切な維持管理を含め、歩行者が安全に利用できる道路環境の整備に努める。

○住民意向調査結果（令和 4 年度実施）



《豊能町が住みやすくないと思う理由》

②整備方針

1) 幹線道路

- ・本町の幹線道路網(国道423号、国道477号及び府道茨木能勢線、府道余野茨木線、府道余野車作線、府道国崎野間口線)は、本町と周辺市町を連絡する本町の玄関口としての整備が課題となります。また生活道路としての役割も担うことから、歩行者等にも配慮した道路環境の向上が必要です。
平成30(2018)年7月豪雨の際は、本町の幹線道路網において、連続雨量が基準値に達したことや、斜面崩落等により次々と通行止めとなり、人流、物流ともに一時的に本町へのアクセスが出来なくなりました。
- ・このため、本町に関連する国道、府道未整備区間の整備及び、狭あい区間の解消、安心して通行できる歩行空間の確保、街路樹整備を含めた沿道景観整備を関係機関に対し、引き続き働きかけます。
- ・一方、ときわ台駅周辺については、中型路線バス幹線系統の入線に向けて、引き続き、関係機関と協議を進めてまいります。
- ・広域的には、川西市大和団地との幹線道路の整備に向け、引き続き用地交渉を行うとともに川西市や地元自治会など関係機関とも調整を図りつつ、実現に向け取り組んでいきます。
- ・主要幹線道路(国道423号、国道477号、府道茨木能勢線、府道余野車作線、府道余野茨木線)沿いは、まちのにぎわい創出に向け、地元との調整を行い、町外からアクセスする幹線道路と一体的に、人の集まる施設や駐車場等の整備を促進し、町外からの自動車での利便性を高めるため、国道423号沿いで適用されている提案基準と同様に、各主要道路に対して新たな提案基準の策定を検討します。

2) 一般道路

- ・幹線道路以外の道路は、集落内への緊急車輛の進入が困難な狭あい区間があるなど、改善が必要です。また、生活道路として、歩行者や自転車利用者が安心して通行できる歩行空間としての整備・改善が求められます。
- ・このため、町道における狭あい区間や段差の解消及び、集落間を連絡する環状道路など、地域の生活に密着した快適な生活道路網の形成に努めます。
- ・老朽化への対応も含め、橋梁・道路の適切な維持・管理を進め、住民との協力による道路の清掃や安全確保に努めます。
- ・学校・通学路等の細街路については、安全に通行できるよう、専用道路やコミュニティ道路の整備について、地域のニーズに応じて検討します。

3) 公共交通

- ・鉄道については、能勢電鉄妙見線が本町と大阪都心方面を結ぶ主要な公共交通であるが、利用者の減少や直通運転の見直しに伴う利便性のあり方が課題となっています。
- ・住民や町外からの観光客の利便性の確保のため、駅へのアクセス性の向上に向けた検討を進めます。
- ・高齢者の交通手段であるバスについては、利用者の減少や不採算路線への対応が課題となっていますが、住民にとって更なる利便性の向上が求められます。
- ・北大阪急行線が千里中央駅から 2 駅延伸し、バスターミナル機能の一部が千里中央駅から箕面萱野駅に移動するなど、周辺地域を含めたバス路線再編の可能性があることから、「豊能町地域公共交通基本構想」に基づき、以下を基本的な整備方針と設定します。

北大阪急行延伸等にあわせた構想の完成

- …北大阪急行萱野延伸に伴うバス再編等にあわせた、幹線系統の再編。
 - ・能勢電鉄の駅（ときわ台・光風台駅）と北大阪急行箕面萱野駅とを結ぶ直通路線バスの実現の検討
 - ・東西デマンドタクシーにかかる運賃負担軽減

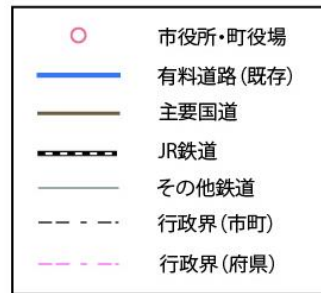
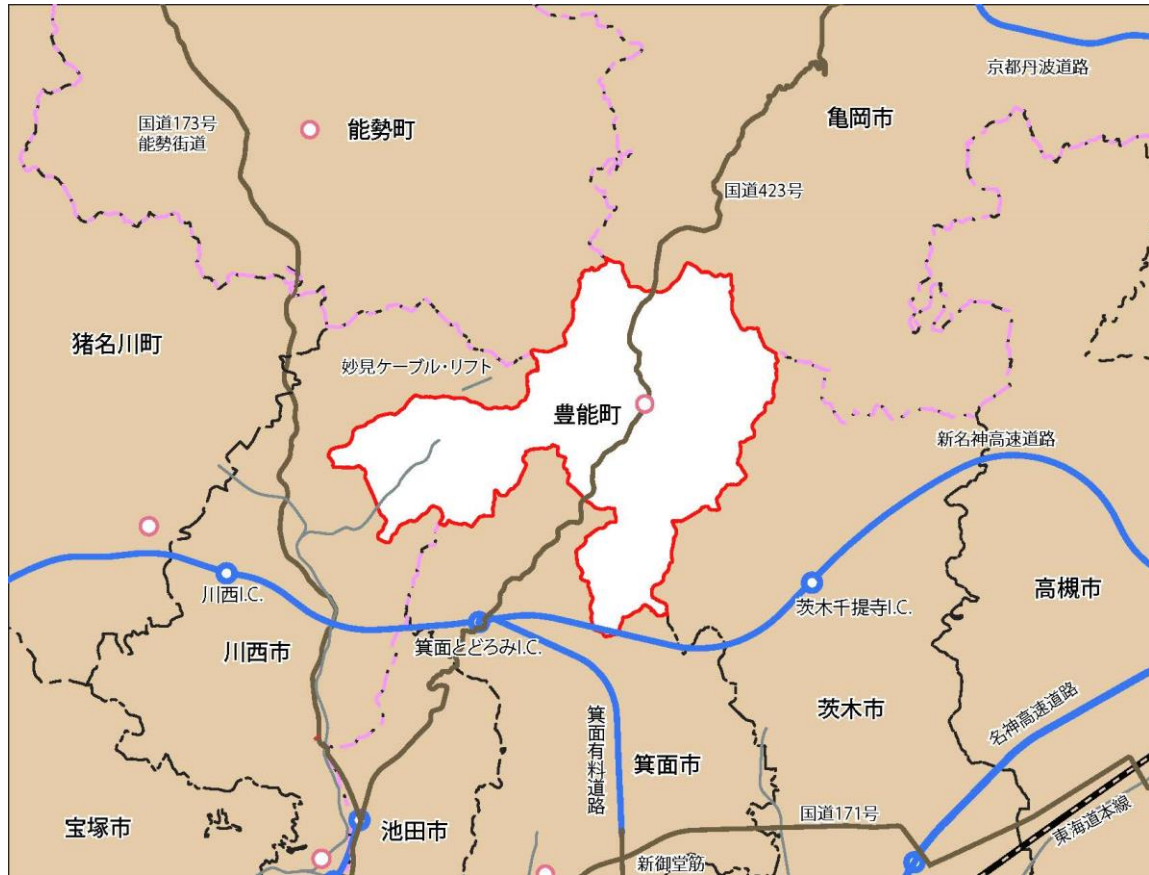


図 5 広域的交通網図

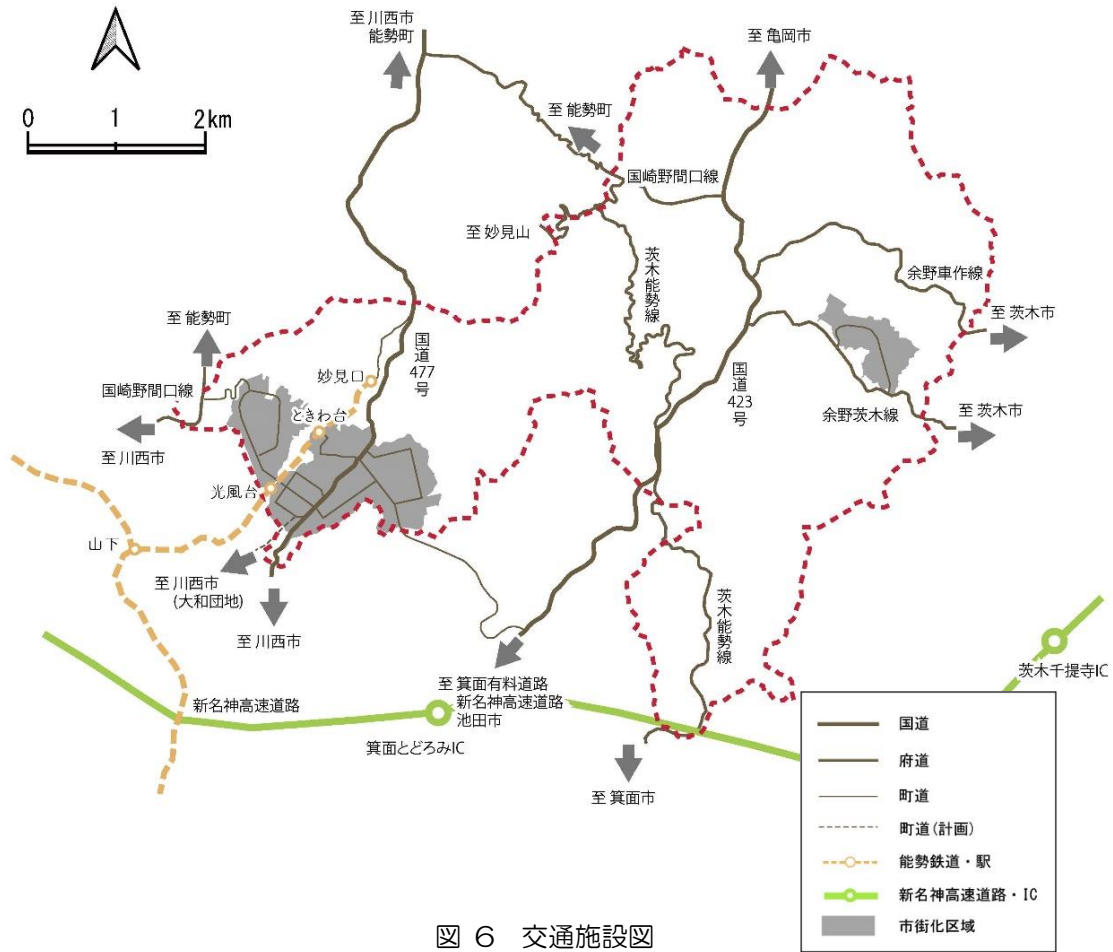


図 6 交通施設図

表 1 主な道路と延長、橋梁の状況 (30. 3. 現在)

区分	路線名	延長 (m)	橋梁	
			個数	延長 (m)
国道	国道 423 号	5,392	6	69
	国道 477 号	3,659	13	199
主要 地方道	茨木能勢線	11,089	17	354
	余野車作線	3,872	3	9
	余野茨木線	3,093	3	24
	国崎野間口線	1,803	5	59
	野間出野一庫線	648	2	201
1 級町道	牧野間口線	1,572	75	725
	牧寺田切畑線	3,013		
	吉川中央線	6,864		
	木代高山線	3,817		
	大丸線	1,420		
	浅田切畑線	1,541		
	吉川川尻線	5,152		
	余野川尻線	1,079		
	平野線	465		
	平野戸知山線	1,263		
	ムカヅナカ線	790		
	フカイガ線	791		
	希望ヶ丘中央線	1,462		

資料：大阪府池田土木事務所、建設課

(2) 公園・緑地等

① 基本方針

本町の周辺には山地や田園の緑が多く存在していることから、市街地内の公園・緑地に対する住民の関心の低さや、利用が少ない状況が問題となっています。

整備から長い年月が経過し、施設の老朽化やニーズと合わなくなっている公園・緑地については、子育てのための公園や高齢者の健康づくりのためなど、近年のニーズに対応した魅力ある公園・緑地づくりが求められます。

また、既存の公園・緑地や街路樹の管理に関する問題が生じており、住民との協働も視野に入れた維持・管理が求められています。

更にニュータウン開発などに伴いその周辺に確保された緑地においては、住宅地を巻き込んだ法面崩落が発生するなどの事故が発生しており、こうした緑地での安全確保に向けた取り組みが喫近の課題となっています。

そこで、本町における公園・緑地整備にあたり、基本方針を次のように定めます。

- * 住民ニーズに対応した公園・緑地等に向けた再整備、管理運営方法について検討する。
- * 住民参加を基調とした公園・緑地等の整備及び管理を推進する。
- * 住宅地周辺の緑地における崩落等に対する安全確保を図る。

②整備方針

1) 都市公園等

- ・利用度の低い都市公園等について、高齢者の健康づくりや乳幼児の遊び場、四季の花を楽しむ場、コミュニティの場など、イベントやワークショップの開催などを通じ、地域住民のニーズに対応した再整備や統廃合を進めます。
- ・既存公園について、地域にとってより魅力ある公園づくりに向けた用途地域の変更などを含めた公園の有効活用に向けたあり方の検討を進めます。
- ・公共施設の集約再編後に発生する跡地の活用の中で、町の顔となるような公園整備についても検討します。

2) 住宅地周辺の緑地

- ・住宅地周辺の緑地法面・擁壁において、健全度調査の結果に基づき、危険と判断されたものについて早急に対策を講じるなどの安全確保方策に取り組みます。
- ・緑地にある法面・擁壁について、崩落などの自然災害の兆候を察知し適切な処置を行う「自然災害リスク制御システムの実現」に向けた大学・民間企業・町との共同研究を継続して進めていきます。

3) 緑のネットワーク

- ・街路樹は、緑豊かな都市環境や景観を形成する一方、清掃などの管理面の問題や、道路利用者に危険を与える場合もあることから、現状についての点検を実施するとともに、行政と地域住民が一体となった維持管理体制を検討します。その際、歩行者の安全確保の観点から樹木の健全度評価を行い、必要に応じて歩道幅の狭い町道に植えられている倒木のおそれがある街路樹について、住民の意向等に配慮しつつ撤去を進めます。
- ・農村部において、社寺や石仏等の歴史・文化的資源を活用したハイキングルートや案内板整備などを進め、住民のレクリエーション利用、広域的なハイキング等の要望にも応えられるよう努めます。

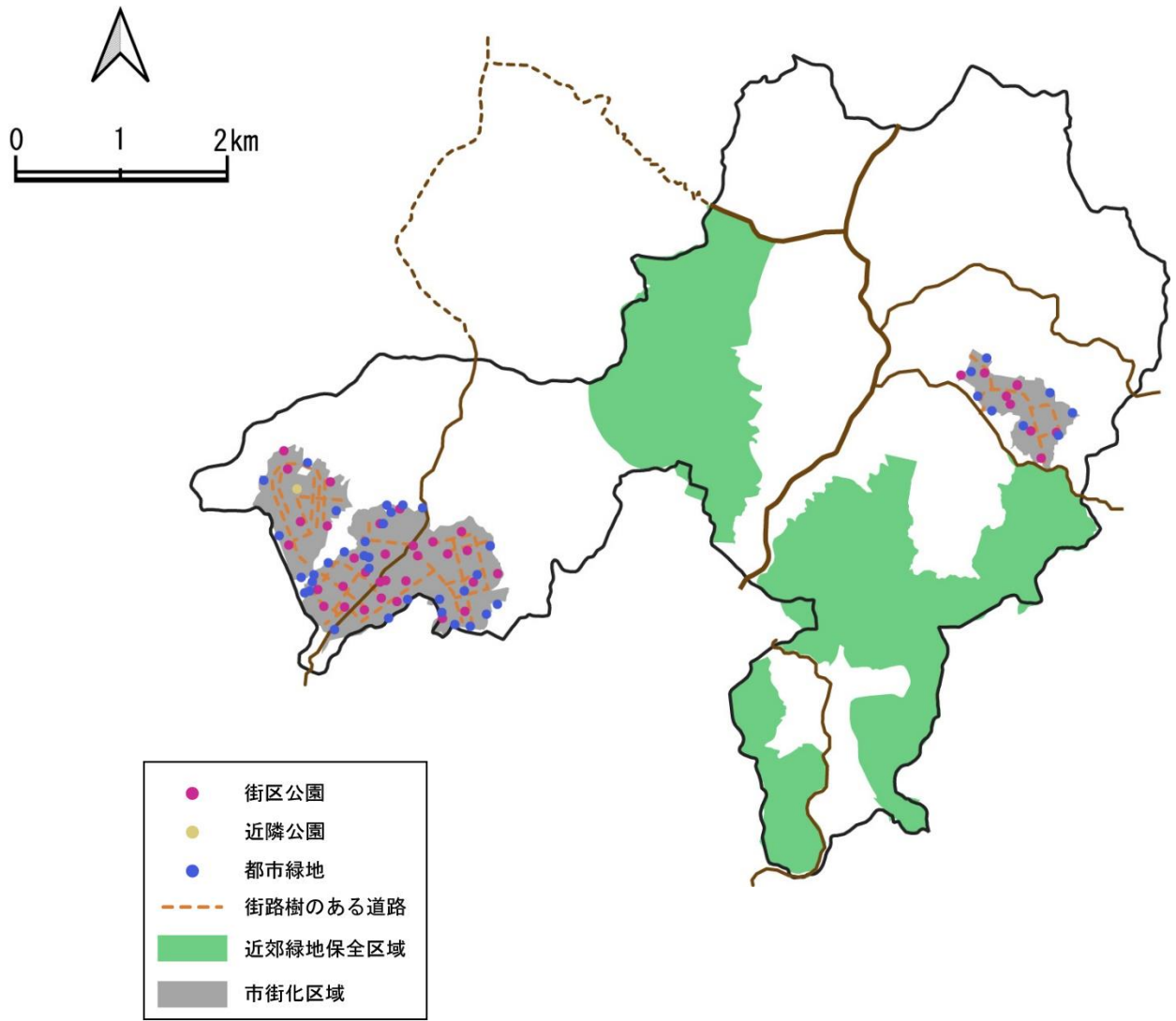


図 7 公園・緑地配置図

表 2 公園・緑地の状況

R4.3.現在

番号	名称	面積 (ha)	開設 年度	番号	名称	面積 (ha)	開設 年度
1	ときわ台1丁目公園	0.07	S45年	43	ときわ台2号緑地	0.06	S57年
2	ときわ台2丁目公園	0.15	S57年	44	ときわ台3号緑地	0.55	S57年
3	ときわ台4丁目公園	0.06	S45年	45	ときわ台4号緑地	0.79	S57年
4	ときわ台5丁目公園	0.04	S45年	46	ときわ台5号緑地	0.36	S57年
5	東ときわ台1丁目公園	0.12	S45年	47	ときわ台6号緑地	0.50	S57年
6	東ときわ台2丁目1号公園	0.11	S59年	48	ときわ台7号緑地	0.24	S57年
7	東ときわ台2丁目2号公園	0.11	S45年	49	ときわ台8号緑地	0.10	S57年
8	東ときわ台3丁目公園	0.32	S52年	50	東ときわ台5丁目1号緑地	0.37	S60年
9	東ときわ台4丁目公園	0.31	S52年	51	東ときわ台5丁目2号緑地	1.99	S60年
10	東ときわ台5丁目1号公園	0.25	S57年	52	東ときわ台6丁目緑地	0.10	H4年
11	東ときわ台5丁目2号公園	2.27	S59年	53	東ときわ台7丁目緑地	0.11	H4年
12	東ときわ台6丁目公園	1.29	S57年	54	東ときわ台8丁目1号緑地	1.45	S60年
13	東ときわ台8丁目公園	0.36	S57年	55	東ときわ台8丁目2号緑地	0.38	S60年
14	東ときわ台9丁目公園	0.18	S59年	56	東ときわ台8丁目3号緑地	0.39	S60年
15	光風台1丁目1号公園	0.11	S49年	57	東ときわ台9丁目1号緑地	0.01	S60年
16	光風台1丁目2号公園	0.11	S49年	58	東ときわ台9丁目2号緑地	0.83	S60年
17	光風台1丁目3号公園	0.02	H元年	59	光風台1丁目1号緑地	0.15	S60年
18	光風台2丁目公園	1.05	S49年	60	光風台1丁目2号緑地	0.23	S60年
19	光風台3丁目1号公園	0.10	S50年	61	光風台1丁目3号緑地	0.57	S60年
20	光風台3丁目2号公園	0.10	S50年	62	光風台2丁目緑地	0.56	S60年
21	光風台4丁目公園	0.10	S50年	63	光風台3丁目1号緑地	0.25	S60年
22	光風台5丁目1号公園	0.03	H元年	64	光風台3丁目2号緑地	0.02	S60年
23	光風台5丁目2号公園	0.10	S55年	65	光風台3丁目3号緑地	0.35	S60年
24	光風台6丁目1号公園	0.10	S52年	66	光風台4丁目1号緑地	0.21	S60年
25	光風台6丁目2号公園	0.11	S52年	67	光風台4丁目2号緑地	0.19	S60年
26	光風台6丁目3号公園	0.13	S52年	68	光風台4丁目3号緑地	0.47	S60年
27	新光風台1丁目1号公園	0.10	H3年	69	光風台5丁目緑地	1.07	S60年
28	新光風台1丁目2号公園	0.16	H3年	70	光風台6丁目緑地	2.13	S60年
29	新光風台2丁目公園	0.27	H3年	71	新光風台1丁目緑地	11.08	H3年
30	新光風台3丁目1号公園	0.22	H3年	72	新光風台2丁目緑地	3.01	H3年
31	新光風台3丁目2号公園	0.15	H3年	73	新光風台3丁目緑地	4.62	H3年
32	新光風台4丁目1号公園	0.14	H3年	74	新光風台4丁目緑地	4.92	H3年
33	新光風台4丁目2号公園	2.23	H3年	75	新光風台5丁目緑地	1.43	H3年
34	希望ヶ丘1丁目1号公園	0.19	H3年	76	希望ヶ丘1丁目1号緑地	0.62	H3年
35	希望ヶ丘1丁目2号公園	0.19	H3年	77	希望ヶ丘1丁目2号緑地	0.29	H3年
36	希望ヶ丘2丁目1号公園	1.36	H3年	78	希望ヶ丘2丁目1号緑地	0.35	H3年
37	希望ヶ丘2丁目2号公園	0.60	H3年	79	希望ヶ丘2丁目2号緑地	0.82	H3年
38	希望ヶ丘4丁目公園	0.27	H3年	80	希望ヶ丘3丁目緑地	0.96	H3年
39	希望ヶ丘5丁目1号公園	0.27	H3年	81	希望ヶ丘4丁目緑地	0.95	H3年
40	希望ヶ丘5丁目2号公園	0.25	H3年	82	希望ヶ丘5丁目緑地	1.53	H3年
41	希望ヶ丘6丁目1号公園	0.03	H3年	83	希望ヶ丘6丁目緑地	1.59	H3年
42	希望ヶ丘6丁目2号公園	0.26	H3年	合計		46.60	
合計		14.47					

資料：都市計画課

(3) その他公共施設

住民が快適で文化的な生活を営むために必要な公共施設として上水道、下水道、火葬場及び葬祭場、一般廃棄物処理施設があげられます。

既存の公共施設は、整備から相当の年月が経過し、老朽化に対応する維持管理や計画的補修整備が求められていますが、人口減少下においては、現在と同規模の施設を整備・維持していくのではなく、再編・集約し効率化を図っていくことが必要であり、「豊能町公共施設等総合管理計画」における以下の基本的な考え方を踏襲します。

《「豊能町公共施設等総合管理計画」における基本的な考え方》

【人口減少や財政規模に応じた施設規模の適正化を図る】

…人口急増時に整備された現在の施設数や、施設面積をそのまま維持するのではなく、今後の人口推移や財政規模の状況に応じて、本町の身の丈に応じた施設規模の適正化を図る。

【統廃合や複合化を視野に入れた施設の有効活用を図る】

…本町の現状に応じた適正な施設の維持を図るため、1つの施設に2つ以上の機能を持たせる複合化や、民間・NPOなどへの移管も視野に入れ、既存ストックの有効な活用を図る。

【計画的な保全による長寿命化を図る】

…各インフラ施設においては個別の整備計画を策定し、計画に基づいた継続的な修繕を行うなど、予防保全型の維持管理による既存ストックの長寿命化を図り、安心・安全に十分配慮した上で既存施設の有効活用を図る。

【持続可能なまちづくりに向けた施設の整備を図る】

…住民のみなさんが将来にわたり安心して暮らすことができるよう、安心・安全な施設を整備するとともに、持続可能なまちとして、改修時の財源確保に取り組む。

また、公共施設の再編にあたっての基本的な在り方を令和5(2023)年1月に取りまとめた「豊能町公共施設再編に関する最終報告書」では、公共施設再編の基本的方針を以下の通り取りまとめており、これらの方針に基づく答申を踏まえ、各施設の整備方針を定めます。

《「豊能町公共施設再編に関する最終報告書」における公共施設再編の基本的方針》

- ア 様々な交流が生まれ、住民の活動を支え、発展させる機能を有するものとしていくこと
- イ 現在の施設の再編にあたり、重複している機能を統合化し、効率的な施設運営に繋げていくこと
- ウ 西地区、東地区それぞれの地域特性を踏まえ、地区にふさわしい機能を備えたものとする
- エ 必要な住民サービスを効率的に提供することで、住民生活の利便性の向上に繋げていくこと
- オ 将来の町財政負担の軽減が図られること
- カ 住民参加での施設運営や公民連携の視点についても考慮したものとする

①上水道

本町の東部地域では、平成 10(1998)年度に簡易水道による水道整備が完了し、平成 18(2006)年度には、簡易水道の統合と府営水道の東部地区への導入が実現したことで、水道未普及区域は解消しました。

また、西部地域では、平成 23(2011)年度に東西連絡管が完成し、自己水と企業団水(旧府営水) という安定した上水供給の基盤が整備されました。

一方、施設の耐震性の確保、老朽化した施設の更新、人口減少や節水器具の普及などによる使用料収入の減少及び職員の減少等が課題となっています。

なお、平成 31(2019)年 4月 1日
より、本町の水道事業は大阪広域水
道企業団へ引き継がれていることか
ら、今後も水道施設の適切な維持管
理と、老朽施設の順次更新、耐震診断
に基づく耐震性の強化などについて、
同企業団との連携を強化することで
安定した上水の供給に継続して取り
組めます。

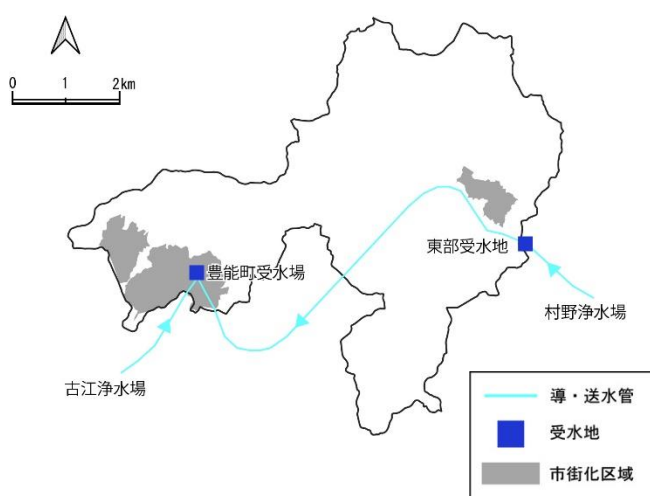


図 8 上水道関連施設位置図

資料：大阪広域水道企業団

②下水道基盤

下水道は、人々が清潔で快適な生活を送るうえでも、公共水域の環境保全を図るうえでも重要です。

本町の下水道基盤整備は、平成 16(2004)年度に計画区域内のほぼ全域の整備を完了し、個別排水処理施設整備事業とあわせて、町内の生活排水のほぼ 100%が処理可能であり、今後は施設の耐震化及び老朽化施設の更新、人口減少や節水器具の普及などによる使用料収入の減少及び職員の減少が課題となっています。

本町における下水道基盤の整備の基本方針を次のように定めます。

* 下水道施設の適切な維持管理と、計画的な更新に努める。

- ・ 下水道計画区域外については、合併処理浄化槽の整備を進めます。
- ・ 排水管など関連施設・設備の適正な維持管理と、老朽化した施設の計画的な更新を進めるため、ストックマネジメント計画に基づき、より計画的な点検・調査及び改築・更新を行い、持続的な機能の確保とライフサイクルコストの低減及び施設の耐震性強化を図ります。
- ・ 雨水排水については、浸水対策として、調整池や水路の適正な維持管理に努めます。

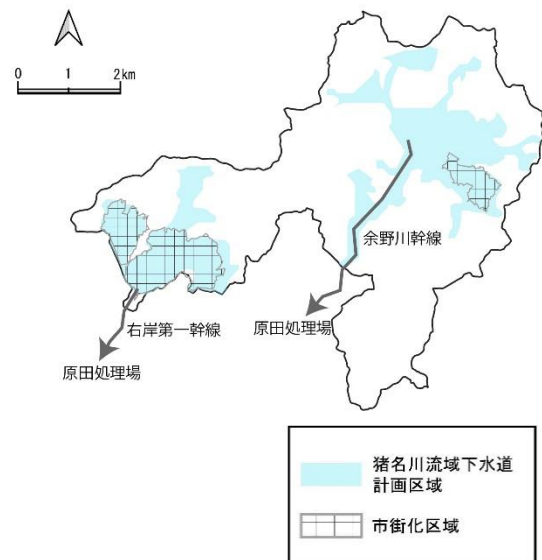


図 9 下水道整備図

資料：「大阪府下水道室事業化」HP をもとに作成

③一般廃棄物処理

これまでの快適性と利便性、豊かさを追い求める大量生産の時代のなかで、環境負荷は著しく増大してきました。

人口は減少する傾向にありますが、一人一日あたりのごみ排出量は近年では横ばいから微増傾向にあります。今後も環境負荷のできるだけ少ない社会に向け、ごみの減量化、再資源化が強く求められています。

本町における一般廃棄物処理について、基本方針を次のように定めます。

- * 4R (Refuse,Reduce,Reuse,Recycle) を推進する。
- * 住民、事業者、行政の連携・協働による取組みを実践する。
- * 環境負荷の低減に努める。

- ・兵庫県川西市、猪名川町、大阪府豊能町、能勢町の1市3町による猪名川上流広域ごみ処理施設組合において、平成21(2009)年度より国崎クリーンセンターが稼働したことから、一般廃棄物処理が適正に行われており、施設の安全かつ安定した運転維持に向けて関係市町と共同で取り組んでいきます。また、今後、経年劣化による改修が必要なことから計画的に改修工事を実施していきます。
- ・し尿及び浄化槽汚泥処理を行っている衛生センターは、平成元(1989)年竣工と、施設の老朽化も懸念されており、計画的な改修工事に向け、大規模改修による存続に必要性を判断します。
- ・「第2次豊能町ごみ処理基本計画」に基づき、行政、住民、事業者との協働で取り組むとともに、ごみ減量化推進員との連携による「ごみ減量化・資源化のPR事業」に引き続き取り組んでいきます。



図 10 国崎クリーンセンター位置図
資料：「国崎クリーンセンター」パンフレット

④その他

火葬場、葬祭場については、住民のニーズや社会的動向を見極めながら、町内での整備を含めて検討します。

2-5.市街地整備の方針

①基本方針

本町の市街地においては、若年層の町外流出や、空き家の増加、市街地周辺地域における農地とそれ以外の土地利用の混在が課題となっています。

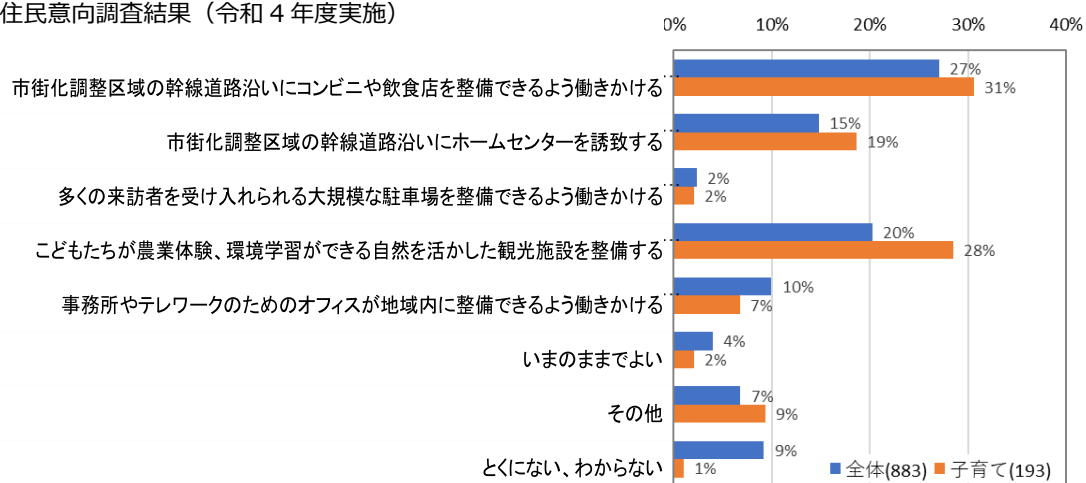
このため、既成市街地の住環境の保全、整備をはじめ、開発が必要な箇所においてはガイドラインを整備し、適切な市街化の誘導に努めます。

また、隣接する箕面市の「箕面森町」の誕生や止々呂美東西線の開通に伴い、西部地域と東部地域の連絡がより円滑になるほか、新名神高速道路に関連して箕面市や茨木市などに設置されたインターチェンジの整備に伴う地域の活性化の効果も期待できることから、今後も快適な住環境の整備・保全に努めます。

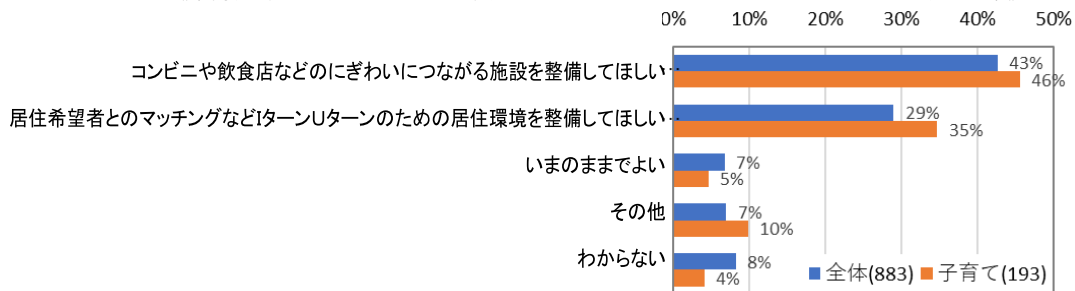
本町の市街地整備にあたっての基本方針を次のように定めます。

- * 既成市街地における住環境の保全・整備に努める。
- * 無秩序な土地利用を規制し、必要な箇所における魅力ある住環境の整備に努める。

○住民意向調査結果（令和4年度実施）



《市街化調整区域を含めた土地利用について町がとくに力を入れるべきと思う取り組み》



《市街化区の幹線道路沿いにおける施設整備についての考え》

②整備方針

土地利用の方針で、都市的土地利用として位置づけている「市街地環境整備地区」及び「沿道整備地区」を対象とし、既成市街地と地区計画候補地に分けて示します。

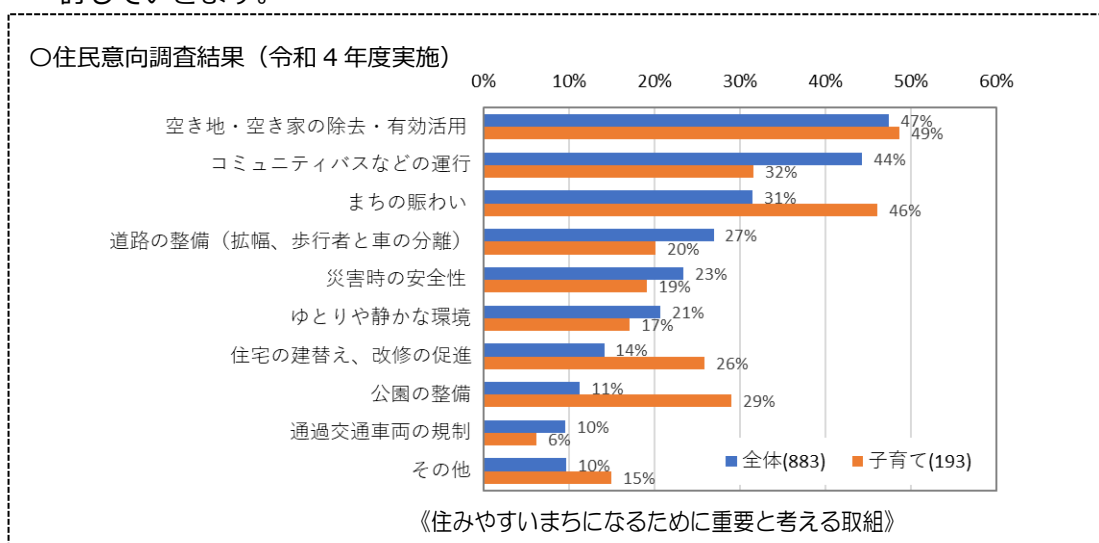
◆既成市街地

《住宅系市街地の形成》

- ・市街化区域においては、戸建住宅を中心とした良好な市街地環境の形成を誘導します。
- ・住民の空き家、空き地の有効活用へのニーズは高く、空き家の解消に向けて「豊能町空き家等対策計画」に基づき、NPO 及び自治会などと連携して、空き家に関する相談体制の充実や情報の収集、町内居住者関係者をはじめ町外への情報発信に努め、子育てや教育などの施策と連携した定住促進、管理不全空き家の把握・特定、是正指導、場合により除却・跡地活用の誘導を進めます。また、用途地域等に留意しながら、空き家の多様な利活用についてのルール見直しを検討し、利活用を促していきます。
- ・昭和 56(1981)年度に改正された建築基準法の耐震基準に適合していない木造住宅に対して、耐震診断補助制度など広報等を用いて周知し、現基準への対応を働きかけていきます。また、民間建築物に対しても、耐震診断を促進し、安心して住み良いまちづくりを推進します。
- ・公共施設については、公共施設再編計画に基づきバリアフリー化を進めるとともに、老朽化・耐震化への対応を視野に入れながら、地域中心核への行政サービス施設等の集積を図ります。

《商業系市街地の形成》

- ・近隣商業地域については、府道、国道沿いも含め、住民にとって利便性のある機能を持たせるよう、拡大も含めて検討していきます。
- ・廃校となる小学校跡地については、民間の力などを活用した施設等の整備について検討していきます。



◆地区計画候補地：市街地整備の可能性への対応

- ・既成市街地周辺地域や国道 423 号をはじめとした主要道路沿いは、立地条件や周辺状況をにらみながら、必要な箇所において「市街化調整区域における地区計画」策定の候補地として、適切な整備開発を誘導します。
- ・土地利用の誘導にあたっては、自然との調和を図るとともに、若い世代の転入や周辺市町との交流に資するよう留意するほか、地域の特性を活かした魅力ある環境整備及び町の活性化に向けた機能の誘致をめざします。
- ・地域の環境や景観に影響を与える開発を抑制しつつ、農業との連携を図りながら、商業活性化のための整備をめざします。
- ・住民や町外からも多くの人々が訪れる新たな交流拠点、地域情報の発信・地域資源の提供が可能な観光拠点施設の整備に向け計画作成を進めるとともに、産業の活性化に向けた取組みも進めていきます。

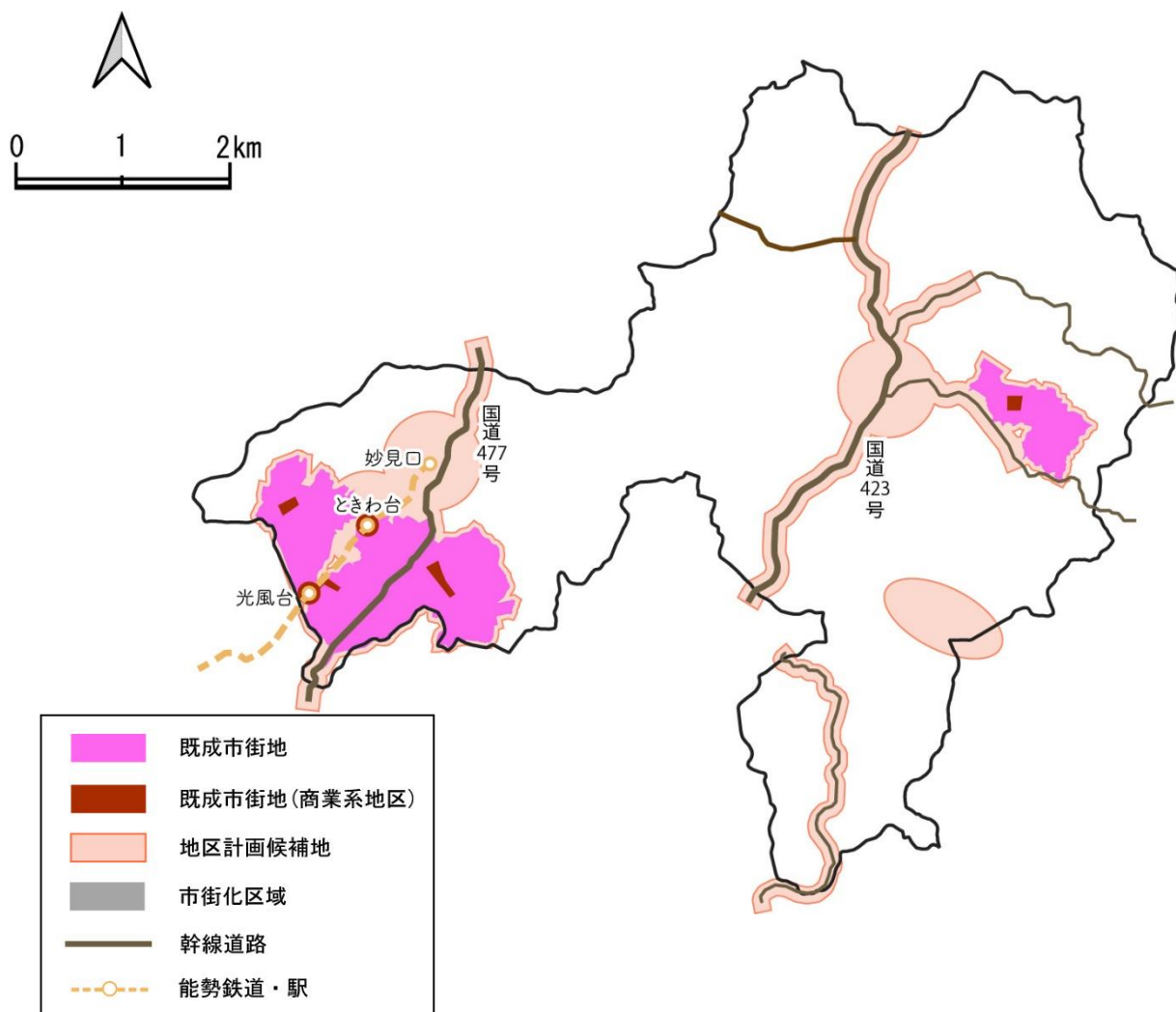


図 11 市街地整備方針図

2-6. 都市防災・防犯の方針

阪神・淡路大震災以降、都市防災の重要性が再認識され、本町でも総合的な災害対策が進められてきましたが、平成 23(2011)年 3 月の東日本大震災、平成 28(2016)年 4 月の熊本地震、平成 30(2018)年 7 月豪雨等により、その必要性はより一層高まったといえます。

本町は、急峻な地形なため、台風や集中豪雨に伴う土砂災害や浸水被害が発生する可能性があり、また町全体で少子高齢化が進んでいることから、緊急時における防災・防犯体制の構築が課題となっています。

様々な自然災害や火災等から住民の生命と財産を守るため、「豊能町地域防災計画」等に基づき、災害に強いまちづくりを、行政、住民、事業者が連携して進めるとともに、住民の防災意識の高揚と地域における自主的な防災活動の促進など、防災対策を総合的に推進します。

また、子どもから高齢者まで、だれもが安全に暮らせるよう、防犯・交通安全対策を推進し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(1) 火災対策

①基本方針

消防救急需要の多様化に対応するため、機敏で機動力のある体制づくりを進め、火災予防対策を一層強化するとともに、火災防止の基本的な重要事項である出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等をめざした多面的な対策が求められます。

本町における火災対策にあたっての基本方針を次のように定めます。

* 総合的な消防力の強化を図る。

②整備方針

- ・ 消防、救急需要の多様化に伴い、消防力の強化と予防行政の充実を図るため、平成 28(2016)年 4 月より箕面市と広域消防行政（消防事務委託）を実施しており、今後も初期消火活動等住民の協力を得ながら総合的な消防行政を進めます。
- ・ 初期消火資機材は、老朽化が進んでいるため、段階的、計画的に整備していきます。
- ・ より一層の消防行政強化と効率的な運営を図るため、更なる広域消防体制に向け関係機関との協議を推進します。

(2) 震災対策

① 基本方針

「大阪府地域防災計画」の見直し状況や本町の実情に応じて地域防災計画の見直しを行い、これに即した震災に強いまちづくりを進めます。

防災活動が相互に有機的な関連を持ちつつ効率的に機能し得るよう、多角的な防災体制の整備を図ります。また、大震災に対応する避難地を確保し、これらと連絡する避難路を確保します。

また、災害時には、地域住民の自主的な救援・救助活動が重要な役割を果たすことから、行政と住民が一体となった取り組みを進めていきます。

本町における震災対策にあたっての基本方針を次のように定めます。

* 震災に強いまちづくりと、周辺市町村との連携の強化を進める。

② 整備方針

- ・ 防災組織や活動組織、情報収集伝達体制、避難所、防災資機材や緊急物資などを確保するとともに、ライフライン施設の災害対応力の強化を図り、自主防災組織と連携を強化しながら、「豊能町地域防災計画」に即した震災に強いまちづくりを進めます。
- ・ 地域における防災力を強化するため、ハザードマップの見直しを進め、住民に対する防災意識の普及、啓発に努め、自主防災組織の活動支援を進めます。
- ・ 豊能地区3市2町や亀岡市との相互応援協定に基づき、防災力向上・連携強化に努めるとともに、比較的離れた市町村との相互応援協定の締結に努めます。

(3) 治山・治水対策

①基本方針

近年、森林の荒廃による公益的機能の低下に伴い、集中豪雨に伴う崖崩れ等の土砂災害や河川・水路の氾濫による災害の発生が懸念されることから、森林の公益的機能の維持強化を図り、災害を未然に防ぐ治山治水事業を推進していくことが必要です。

本町においては、森林の大半を占める砂防指定地を保全するほか、治山治水事業を推進し、崖崩れなどの土砂災害や河川・水路の氾濫による災害を未然に防止します。

とくに、妙見山、初谷川上流等の保安林及び急傾斜地に係る樹林地については、自然的災害に対処する緑地として配置します。

また、市街地周辺においても築造から50年以上が経過した道路、緑地の法面や擁壁が崩落する災害の発生が危惧されています。これを未然に防ぎ、対応するため、実態を調査、点検するとともに自然災害を見える化するシステム等の構築が、国立大学法人大阪大学、民間企業、町とで進められています。

本町における治山・治水対策にあたっての基本方針を次のように定めます。

* 災害を未然に防ぐ治山治水事業の推進に努める。

②整備方針

1) 水害、山崩れ等対策

- ・町管理河川のうち、降雨等により水害を起こすおそれのあるものについては、年次計画を策定のうえ、改修を進めます。
- ・農業用水路について、大阪府と連携して防災重点ため池の整備及び適切な維持管理の指導に努めるとともに、要水防ため池の整備を推進します。
- ・森林整備計画に基づき、造林・除間伐・保育などを通じた水源かん養や洪水調節などの森林の公益的機能の向上について、森林環境譲与税を活用して進めます。
- ・山間部にあるため池等で降雨等により山崩れ、堤防決壊等のおそれのあるものについては、改修補強等の措置をとるよう指導していきます。

2) 土砂災害対策

- ・土砂災害を未然に防止するため、地権者の意向等に配慮しつつ、大阪府と連携した治山・治水事業を進めます。
- ・地すべり、急傾斜地崩壊、土石流、山地災害等、危険箇所の実態調査を行い、危険な箇所における災害予防対策を実施します。
- ・この対策として、自治会などの地域住民との情報共有を図り、自主防災組織の育成、災害危険区域のパトロール及び点検の実施、危険箇所の把握などを行います。
- ・自治会と行政が協働による地区ハザードマップが未整備の自治会に対するマップ作成を促進します。
- ・市街地部の道路や緑地の擁壁や法面について、崩落などの自然災害の兆候を察知し適切な処置を行う「自然災害リスク制御システムの実現」に向けた共同研究を継続して進めていきます。

(4) 都市防災

①基本方針

災害に強いまちづくりに向けて、災害時の避難所の整備や総合的な防災体制の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を進め、地域の防災力の向上に努めます。

また、必要となる飲料水や電気などの確保に向け、ライフライン施設の災害対応力を強化し、都市基盤の整備に努めます。

本町における都市防災にあたっての基本方針を次のように定めます。

* 都市基盤の整備と防災空間の確保により、災害に強いまちづくりを進める。

②整備方針

1) 道路の整備

- ・住宅地や学校から避難所までをつなぐ避難路について、緊急時でも十分活用できるよう、路面や看板、街路樹等の道路周辺環境の点検や適正な管理を行います。
- ・集落内の生活道路は、緊急車輛の進入や対面交通が困難な狭あい区間も見られることから、町道を中心に地域で必要な箇所を調査し、緊急車輛通行が可能となる拡幅整備を検討します。

2) 上水道・下水道の整備

- ・上水道は災害時における安定確保に向け、水道施設の適切な維持管理とともに、老朽化した配水、給水施設の順次更新、耐震診断による計画的な耐震化に取り組みます。
- ・排水不良は災害時の浸水等による被害拡大の原因となり、また避難時における衛生的な生活環境の維持に向けても下水道整備が不可欠であることから、下水道施設の耐震化、老朽管の更生など適切な管理を推進します。
- ・下水道施設の点検調査を実施し、緊急度の高い施設については、計画的に改築更新を行い、持続可能な機能の確保とライフサイクルコストの低減を図ります。

3) 市街地の不燃化の推進

- ・準防火地域においては、建物の不燃化の推進等により、災害防止に努めます。
- ・将来を見通し、土地の高度利用を図るべき地域や、防災上、不燃化を推進する必要があると想定される地域において、新たな防火地域、準防火地域の指定をめざします。

4) 避難地・避難所の整備

- ・公園・緑地、道路、河川等の都市基盤施設は、災害時における避難地や火災の延焼防止、応急救助活動、応急物資集積の基地、またヘリポートとしても活用できる重要なオープンスペースとなります。このことから、都市基盤施設の計画的な整備を進め、

緊急時のオープンスペースの確保に努めるとともに、必要な箇所に避難生活を支える飲料水用耐震性貯水槽の設置や入れ替えを進めます。

- ・各指定避難所に設置している防災備蓄倉庫及び防災備蓄品の拠点となる倉庫に、防災備蓄品の計画的な配置を進めます。学校再編に係る改修工事の際には、防災備蓄倉庫の刷新に努めます。
- ・災害時の避難所として、耐震診断未実施の福祉施設、公民館等が指定されていることから、耐震改修促進計画に基づく耐震化を進めるとともに、避難者が安心して過ごせる設備等の充実に努めます。

(5) 防犯・交通安全対策

①基本方針

子どもや障害者、高齢者などの社会的に弱い立場の人をはじめ、すべての人が安全、安心に暮らせる地域づくりに向け、犯罪が起こりにくいまちなみの整備や行政、住民、警察、関係団体が一体となった安全確保が求められます。

交通安全対策については、子どもたちの登下校の安全確保など、安全・快適な街路空間の確保が求められます。

本町における防犯・交通安全対策にあたっての基本方針を次のように定めます。

* 全ての人が安全に、安心して暮らせる地域環境整備に努める。

②整備方針

- ・ 犯罪を抑止し、安全、安心に暮らせる地域づくりに向け、現況調査に基づき、死角の少ないまちなみ整備や地域を明るく照らす街灯の設置に努めます。防犯灯について、ほぼ町全域で整備が完了していますが、引き続き LED 照明の使用等、より効率的な施設の維持、管理に向けた支援に努めます。
- ・ 空き家の増加に伴う空き巣や忍び込みなど、地域の治安悪化に対応するため、所有者に対する調査を実施の上、除却や有効活用を進めます。
- ・ 道路交通状況などを勘案しながら、道路反射鏡、路面標示、防護柵などの交通安全施設の整備充実に努めるほか、信号、横断歩道の必要箇所への設置を公安委員会に要望するなど、安全・快適に歩ける歩道環境の整備に努めます。

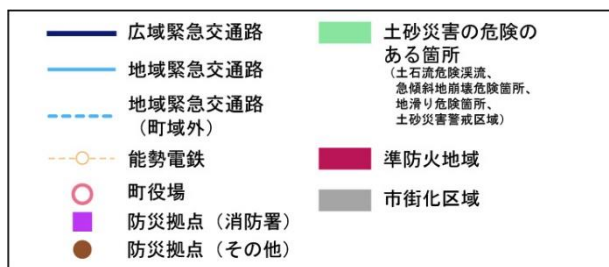
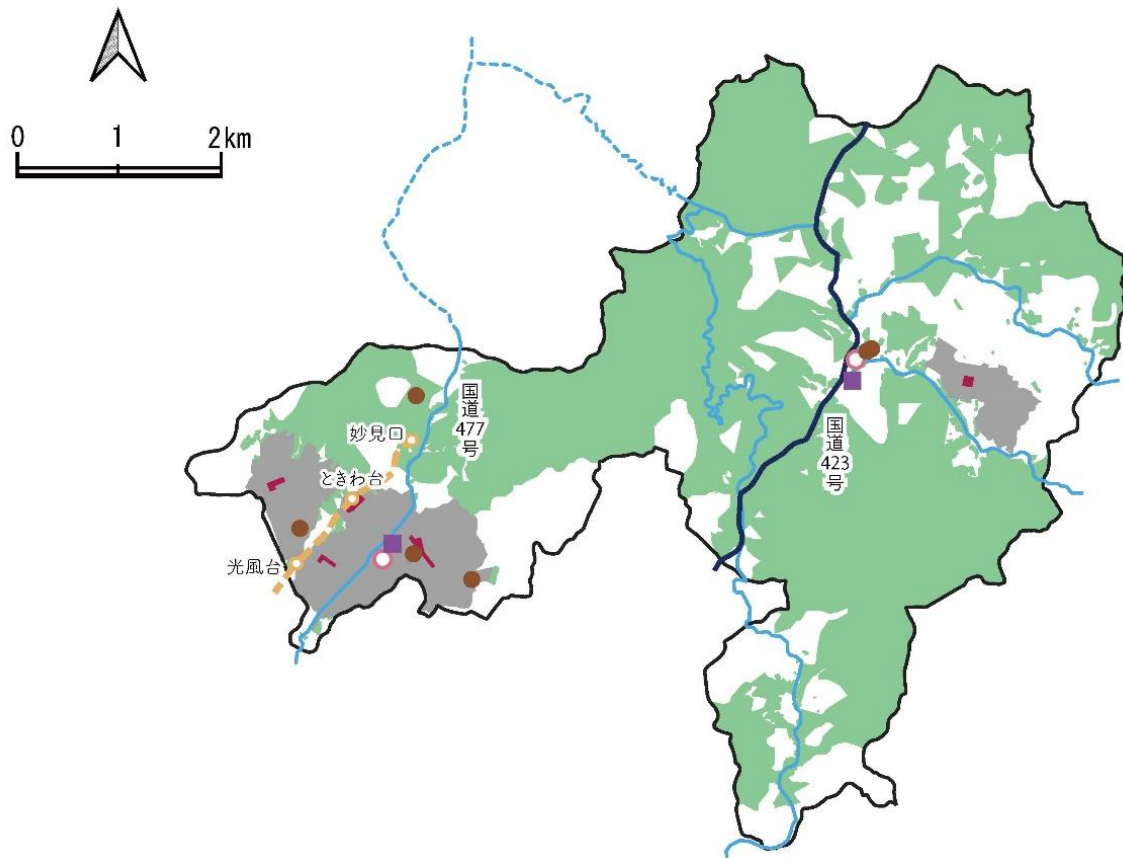


図 12 都市防災方針図

2-7. 都市景観保全の方針

①基本方針

本町の都市景観は、町の周囲を取り囲む豊かな緑と山並みの緑がその骨格的な要素となっており、盆地に広がる里山や農地、河川などの田園景観などの保全・育成と、市街地景観の向上が課題となっています。

本町における都市景観保全の基本方針を次のように定めます。

- * 自然的景観と市街地景観が調和した魅力的な景観形成を進める。
- * 本町の特徴である豊かな自然景観や田園景観の保全・育成に努める。
- * 市街地内の景観形成を行政、住民、事業者が一体となって進める。

②整備方針

1) 骨格的な緑地景観の保全

- ・ 妙見山、光明山、天台山、明ヶ田尾山、鴻応山など、600mを越える山地は、本町の主要なスカイラインを形成する緑であることから、町の骨格となる緑地景観として森林環境譲与税を活用した保全・育成を図ります。
- ・ 余野川等の主要な河川は、田園地域を貫く水辺景観を形成していることから、生態系の保全とともに景観軸としての保全を図ります。とりわけ、初谷川流域の山林については森林環境譲与税を活用した適切な保全・育成に努めます。
- ・ 自然景観の保全にあたっては、行政、事業者、住民及び町外からの来訪者が一体となった清掃、管理等に努めます。
- ・ 太陽光発電施設については、自然エネルギー（山林部等に太陽光パネルの設置）の確保と景観の保全との関係に関するルールづくり「太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例」をもとに、適切な管理を行っていきます。

2) 市街地景観の向上

- ・ 市街地内では、街路樹などの道路空間も含め、周辺の自然景観と調和した特色ある景観形成に向け、建築協定の締結協力等による住民主体の良好な住環境・まちなみ保全を支援します。
- ・ 市街地においては、行政、住民、事業者が一体となって公園・緑地、緑道、街路樹、生け垣などの適切な管理を行うことで、良好な市街地景観の形成を進めます。「花いっぱい運動」などの景観形成に向けた住民参加型活動については、住民の主体的な活動に円滑に推進するよう支援を行います。
- ・ 公共施設が集中する地域中心核等においては、住民に親しまれ、魅力的な景観となるよう重点的な緑化を図るとともに、支障木や維持管理についても検討します。

3) 田園景観の保全・育成

- ・身近に見られる田園や集落、山麓の風景は、本町のふるさと景観を醸し出す重要な要素であることから、一体的な田園景観として緑の保全・育成を展開します。
- ・近年、農地の遊休地化や違法転用に伴う景観の悪化も一部で見られることから、現状を把握し、農地の貸出促進や農地所有者の指導に努めます。
- ・田園景観の保全・育成にあたっては、幹線道路からの景観を重視し、良好な棚田景観の保全、育成に向けて、農業者等との調整を図りながら保全・育成策を推進するほか、地域の保全活動の活性化に向けた支援を進めます。

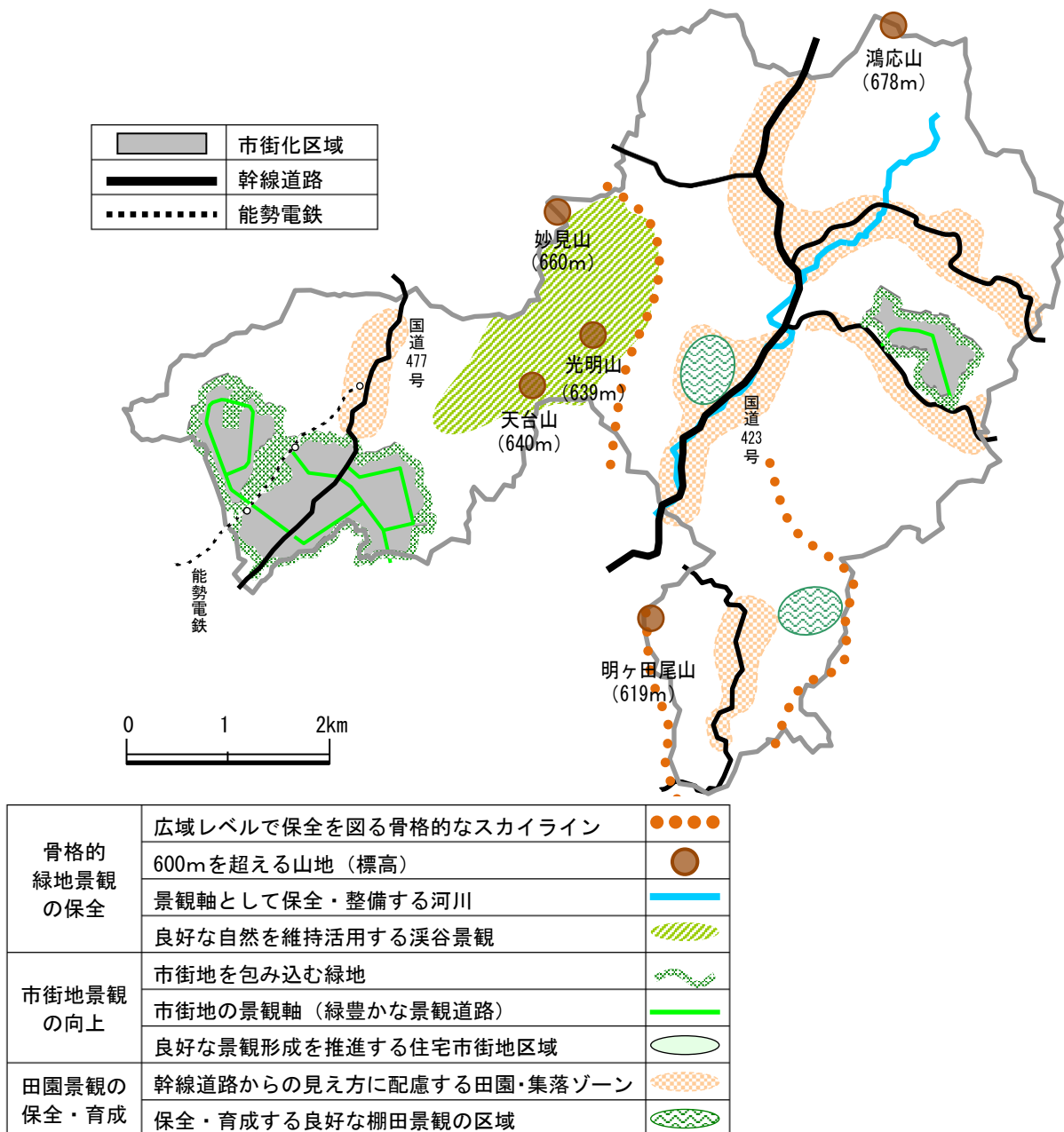


図 13 都市景観形成図

2-8. その他施設整備に関する方針

(1) 保健・福祉関連施設

①基本方針

高齢化の進展等に伴い、地域全体で高齢者や障害者を支える基盤を整備し、高齢者や障害者が住みなれた地域で安心して生活し続けられるまちが求められていることから、都市計画の分野においても福祉の視点が不可欠となっています。

このため、すべての人が住みなれた地域で快適に生活できるよう、福祉施設の機能充実を図り、福祉のまちづくりを推進します。

本町における保健・福祉関連施設整備にあたっての基本方針を次のように定めます。

- * 人にやさしい福祉のまちづくりを推進する。
- * 既存の保健・福祉施設の機能充実に努める。

②整備方針

1) 福祉のまちづくりの推進

- ・都市施設、公共施設の新規整備にあたっては、ユニバーサルデザインを導入するとともに、既存施設においてもバリアフリー化を進め、だれもが利用しやすい、人にやさしいまちづくりに努めます。
- ・自宅にこもることなく外出が楽しくなるよう、歩道のネットワーク化やバス等の交通機関の移動円滑化などを進めます。
- ・都市施設、公共施設は、大規模予算の措置が必要な施設全体の改修ではなく、個々に必要な支援ニーズに絞った施策展開の検討を行います。

2) 高齢者福祉施設の充実

- ・高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者が身近な地域で必要なサービスを受けることができるよう計画的な高齢者福祉施設の整備を進めます。
- ・高齢者の自立支援拠点となる「地域包括支援センター」を、高齢者支援の総合相談窓口として、機能の拡充を図ります。
- ・高齢者福祉施設は、西部地域に偏在することから、全住民の円滑な施設利用に向け、送迎サービスなど外出支援事業の拡充を進めます。

3) その他施設の整備

- ・障害者福祉や児童福祉、子育て世代などが、より身近な地域で必要なサービスが受けられるよう、引き続き必要な施設の整備に努めます。
- ・保育所については、認定こども園へ移行し、教育・保育環境の充実を図るとともに、地域の子育て支援機能を備えた施設整備を進めます。

表 3 保健・福祉関連施設の状況

	施設名	設置年度	備考
高齢者福祉施設	老人福祉センター・永寿荘	昭和 53 年	
	老人福祉センター・豊寿荘	昭和 61 年	
	特別養護老人ホーム「祥雲館」(民間)	平成 11 年	
	特別養護老人ホーム「豊悠プラザ」(民間)	平成 26 年	
	特別養護老人ホーム「のせの里」(民間)	昭和 56 年	
	グループホーム「祥雲館」(民間)	平成 20 年	
	生き生き老人デイサービスセンター	平成 6 年	
児童福祉施設	吉川保育所	昭和 51 年	
	地域子育て支援センター「すきっぷ」	平成 12 年	
	東能勢留守家庭児童育成室	平成 5 年	
	東ときわ台留守家庭児童育成室	平成 4 年	
	光風台留守家庭児童育成室	平成 7 年	
保健施設	保健福祉センター	昭和 61 年	
	国保診療所	昭和 62 年	
その他	ふれあい文化センター	昭和 45 年	
	障害者支援施設「たんぼぼの家」	平成 3 年	
	障害者支援施設「北摂信愛園」(民間)	昭和 44 年	
	障害者支援施設「ひまわり」(民間)	平成 26 年	
	障害児支援施設 「地域支援センター第2わとと」(民間)	平成 27 年	
	障害児支援施設「すみぞら」(民間)	令和元年度	
	障害児支援施設「ほたるぼし」(民間)	令和元年度	
	障害児支援施設「かめの家」(民間)	令和元年度	

資料：豊能町統計書（R2.）など

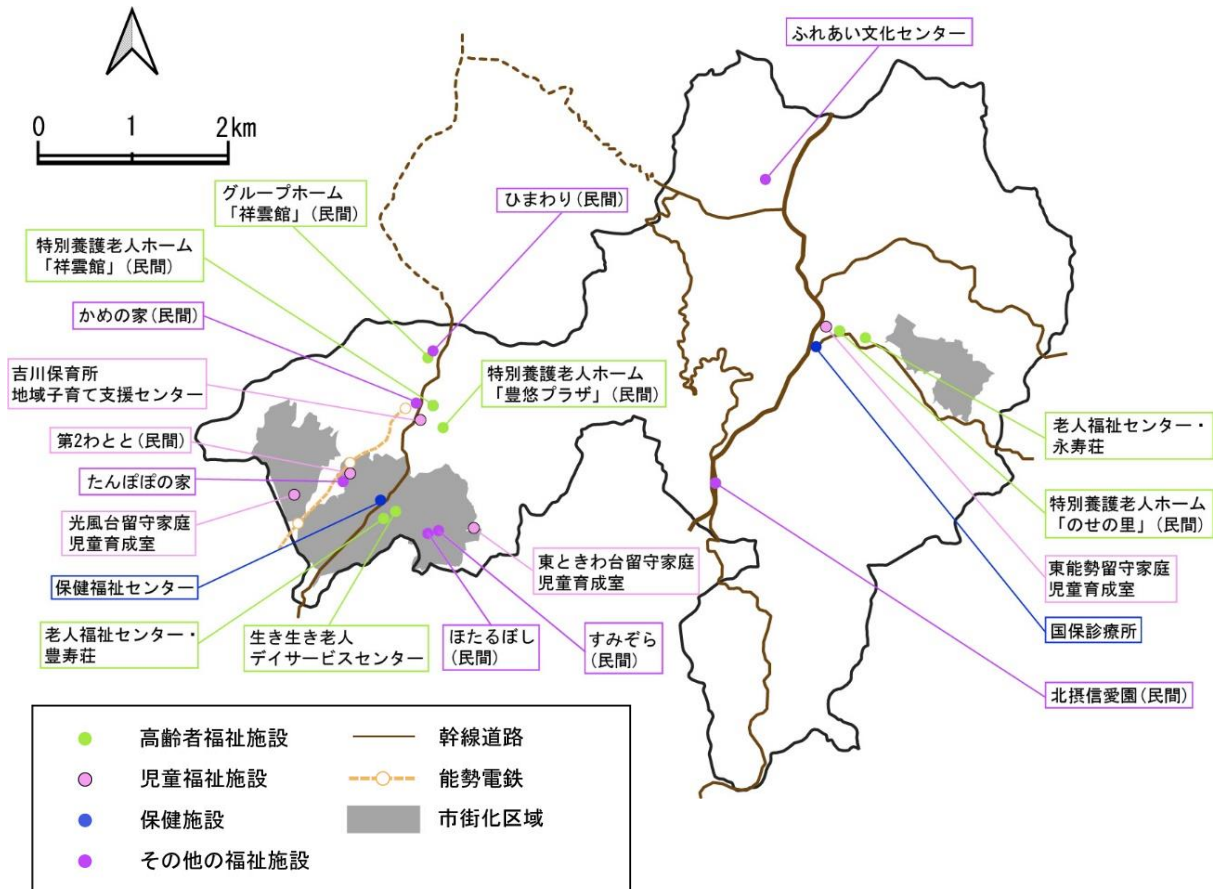


図 14 保健・福祉関連施設整備方針図

(2) 教育関連施設

①基本方針

学校教育では、情報化や少子化等の急激な社会の変化や、生活形態や雇用環境が多様化し、将来の予測が困難な時代になる中、一人ひとりが生き抜くために、必要な資質・能力の育成や小・中学校の連続的な学びの視点が求められています。

本町における教育関連施設整備にあたっての基本方針を次のように定めます。

*0歳から15歳までを見通した保幼小中一貫教育に適した施設整備を検討する。

②整備方針

1) 学校教育施設の充実

- ・児童・生徒の減少を踏まえ学校規模の適正化を図るとともに、子どもの育ちを重視した、保幼小中一貫教育に適した施設整備を検討します。
- ・既存の学校施設については、耐震化を完了しており、学校統廃合後の施設利用について、町全体で検討します。
- ・幼稚園については、認定こども園への移行し、教育・保育環境の充実を図るとともに、地域の子育て支援機能を備えた施設整備を進めます。
- ・ICT（情報通信技術）を活用した授業が行える教育環境の整備を進めます。

2) 社会教育施設の整備

- ・郷土資料館は、老朽化が進んでいるほか、文化財を適切に保存活用するために必要なスペースが不足していることから、郷土資料館の移転を検討します。

表 4 教育関連施設の状況

	施設名	設置年度	備考
学校教育施設	ひかり幼稚園	昭和 55 年	園児数 90 (H30) ※H21 比 103.4%
	ふたば園	平成 2 年	園児数 67 (H30) ※H21 比 89.3%
	東能勢小学校	明治 8 年	児童数 150 (H30) ※H21 比 53.4%
	吉川小学校	明治 8 年	児童数 86 (H30) ※H21 比 71.7%
	光風台小学校	昭和 52 年	児童数 223 (H30) ※H21 比 55.6%
	東ときわ台小学校	昭和 57 年	児童数 149 (H30) ※H21 比 61.3%
	東能勢中学校	昭和 22 年	生徒数 97 (H30) ※H21 比 50.5%
	吉川中学校	昭和 50 年	生徒数 261 (H30) ※H21 比 59.0%
社会教育施設	ユーベルホール	平成 5 年	客席 505 席 (内 車椅子 3 席)
	郷土資料館	昭和 62 年※	※建物の建築年は昭和 11 年
	図書館	昭和 60 年	

資料：豊能町統計書 (R2.)

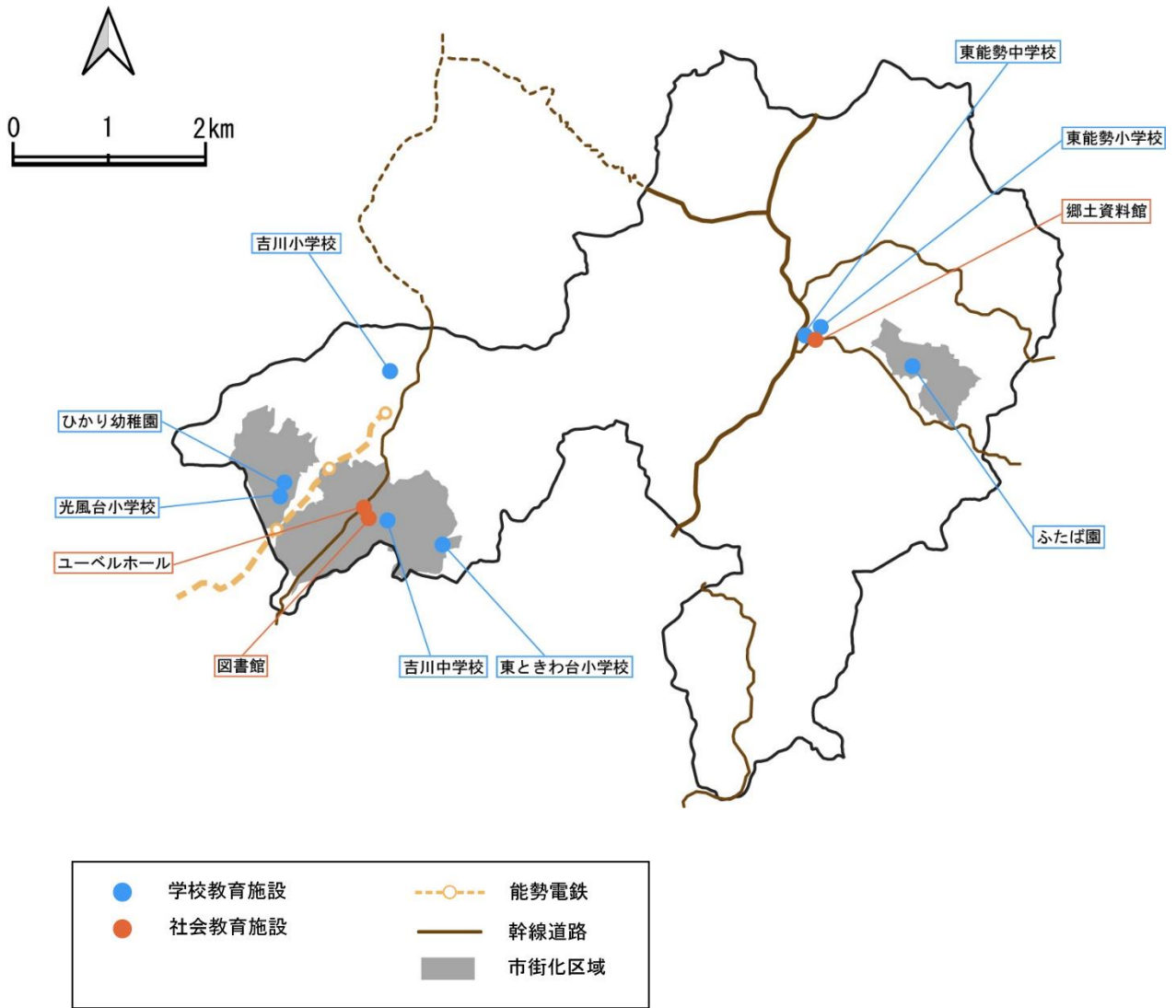


図 15 教育関連施設整備方針図

(3) コミュニティ・観光施設、スポーツ・レクリエーション施設

①基本方針

近年、生活水準や教育水準の向上、余暇時間の増大などから、文化的、精神的豊かさの追求や、知識・技術・教養を深め、自己の充実をめざす生涯学習への関心が高まっています。

本町におけるコミュニティ・観光施設、スポーツ・レクリエーション施設整備にあたっての基本方針を次のように定めます。

*生涯にわたって、学習や健康づくりに取り組むことのできる環境整備に努める。

②整備方針

1) コミュニティ・観光施設の整備

- ・住民の生涯学習需要に対応するため、公民館を中心に、だれもが利用できる施設の維持管理に努めるとともに、より効率的な運営を図るため、公共施設の再編と民間活力の導入方策を検討していきます。
- ・「右近の郷」は、規模を縮小して改修し、高山右近の展示をはじめ、町内産農産物を活用した料理教室や食育活動、町内の文化に触れるワークショップの開催等、住民と観光客との交流を深める場として、より多くの町内外の利用者を受け入れるように情報発信や機能充実を進めます。

2) スポーツ・レクリエーションの振興

- ・スポーツセンター「シートス」は、町の体育・スポーツ活動振興の拠点施設となっていますが、施設の老朽化が進んでおり、補修や整備、機器の入替え等を進め、施設の適切な維持管理に努めます。
- ・その他の社会体育施設を活用した教室の実施、イベントの開催など、住民が気軽に利用できるスポーツ・レクリエーション活動の場の整備を図ります。
- ・自然にふれあえる場として整備された「初谷川自然の森」を拠点に、その周辺において町の自然資源や歴史的資源を活用したハイキング道、遊歩道など、自然レクリエーション活動の場としての利用促進に努めます。

表 5 コミュニティ・観光施設、スポーツ・レクリエーション施設の状況

	施設名	設置年度	備考
コミュニティ・観光施設	中央公民館	昭和 56 年	
	西公民館	昭和 59 年	
	「右近の郷」	平成 21 年	
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツセンターシートス	平成 8 年	体育館、テニスコート、トレーニングルーム、プール 平成 19 年度から指定管理者に管理移行
	ふれあい広場	昭和 63 年	運動広場、テニスコート
	スポーツ広場	平成 5 年	球技場、運動広場
	初谷川自然の森		

資料：豊能町統計書

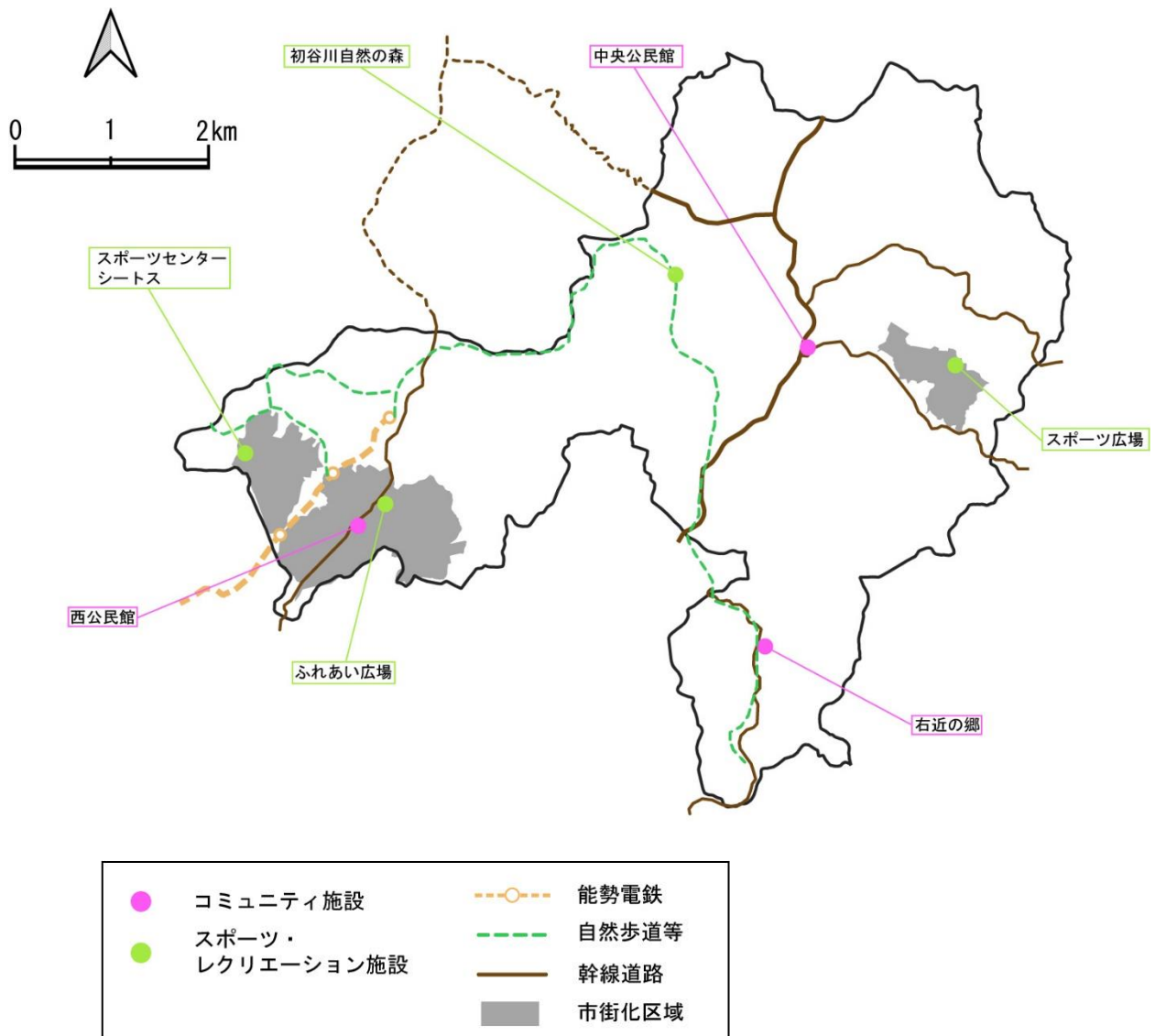


図 16 コミュニティ・観光施設、スポーツ・レクリエーション施設整備方針図

(4) 複合施設

①基本方針

本町の公共施設は、人口急増を背景に昭和 50 年代を中心に建設が進められたことから、多くの施設で老朽化が進み、大規模改修や建て替えが必要となっています。一方、少子高齢化による社会保障関係費の増嵩が見込まれるなか、公共施設等の社会資本の維持整備は困難と予想されています。

このため、今後も公共施設が安全で安心して利用でき、将来ニーズにも対応できるよう、「豊能町公共施設再編に関する最終報告書」において施設の更新・再編の検討が進められてきました。そのなかで公共施設の再編にあたっては、本町の地理的特性から、東・西地区ごとに施設整備することが求められています。

* 東地区・西地区のシンボル・中核拠点施設となる複合集約施設の整備に努める。

②整備方針

西部地域の公共施設は老朽化及び管理状態も課題であったことから、「豊能町公共施設再編に関する最終報告書」に基づき、重複している機能を集約することを前提に、吉川支所、西公民館、図書館、ユーベルホール、豊寿荘、保健福祉センター（すきっぴ、社会福祉協議会事務所も含む）の各施設を集約し、複合施設としての整備を進めます。

また東部地域では、中央公民館、国民健康保険診療所、永寿荘、ふれあい文化センター、郷土資料館を集約した複合施設として整備を進めます。

なお、これらの公共施設再編に伴う跡地の活用においては、民間活力の導入も視野に入れた検討を行い、必要となる土地利用規制の緩和・誘導方策についても併せて検討します。

【西部地域施設の再編の方向性（再編方針）】

施設名	建築年	面積	今後の方向性
吉川支所	S51	777 m ²	コミュニティ機能を中核とし、行政サービス、福祉、健康増進機能などを備え、様々な人が活動できる「集いの場」機能を有する施設。併せて、施設機能の連携・強化をめざす。
西公民館	S59	1,902 m ²	
ユーベルホール	H4	3,915 m ²	
図書館	S60	1,013 m ²	
保健福祉センター	S61	883 m ²	
社協事務所	H25	176 m ²	
子育て支援センター（スキップ）	H11	237 m ²	
老人福祉センター豊寿荘	S61	589 m ²	
スポーツセンターシートス	H8	7,109 m ²	単独で維持するが、今後の事業運営の在り方の検討や計画的な施設改修を行う。
生き生きふれあいホール	H6	247 m ²	現在、指定管理者制度を導入しているが、今後、施設の在り方も含めて検討を行う。
たんぼぼの家	H3	185 m ²	

【東部地域施設の再編の方向性（再編方針）】

施設名	建築年	面積	今後の方向性
中央公民館	S56	1,259 m ²	コミュニティ機能を中核とし、福祉、健康増進機能などを備え、様々な人が活動できる「集いの場」機能を有する施設。併せて、施設機能の連携・強化をめざす。
郷土資料館	S11	371 m ²	
老人福祉センター永寿荘	S54	566 m ²	
ふれあい文化センター	S46	420 m ²	
国民健康保険診療所	S62	599 m ²	
本庁	S40・S52・H7	2,650 m ²	検討すべき課題が多く、住民が利用する公共施設の再編を優先し、その後具体的な検討に入る。

資料：「豊能町公共施設再編に関する最終報告書」

2-9. 自然環境保全の方針

①基本方針

本町を包み込む北摂山系の緑と山並み、里山や農地、河川などの自然は、貴重な地域資源です。とくに北摂山系の緑は、大阪府の骨格を構成する環状緑地帯の1つで、府レベルの重要な緑地帯でもあります。これらの自然環境の保全・育成を図るとともに、子どもたちの環境保全意識の醸成に向けた自然学習の場としての整備が求められます。

河川は農林業の維持や、治水面で重要な役割を担うほか、動植物の優れた生息環境にもなっています。本町における河川のほとんどが大阪府管理であり、災害に強い河川づくりや利用者が自然に親しめる水辺空間の形成を働きかけるなど、府と協力した水辺環境の保全、活用に努めます。

また、自然環境の保全や活用については、住民の関心も高いことから、住民と連携、協働して進めていきます。

本町における自然環境保全にあたっての基本方針を次のように定めます。

- * 今後も町の貴重な財産として、恵まれた自然環境を保全する。
- * 子どもたちが自然環境を学び、体験できる環境づくりに努める。
- * 治水対策及び親水性に配慮した河川改修を大阪府等、河川管理者に働きかける。
- * 住民と行政の協働による、環境づくりや維持管理を進める。

②整備方針

1) 自然緑地の保全

- ・ 主要な自然緑地については、「豊能町森林整備計画」などに基づき、森林環境譲与税を活用した放置林対策や適切な管理、保全を進めます。
- ・ とくに、ブナ林が分布する妙見山は、平成13(2001)年に大阪府立北摂自然公園に指定されており、これにふさわしい保全・整備を促進します。また、渓谷美で知られる初谷川流域一帯は、大阪府立北摂自然公園に指定されていますが、一部、水流によりハイキング道が浸食されている箇所がみられることから、補修整備に努めます。
- ・ 主要な山系等は近郊緑地保全区域にも含まれており、住民の健全な心身の保持・増進、観光資源としての活用などを目的に保全を図ります。
- ・ 田園地域では、ふるさとの風景を象徴する身近な自然緑地として、農地や河川を一体的に保全します。遊休農地の解消に向け、農地パトロールや新規就農者の育成に努めるほか、営農法人の参入などを検討します。
- ・ 広報等を通じた住民への呼びかけ、活動団体の掘り起しによる、里山整備等における住民参加の促進や、行政と住民との協働による施設の維持管理、また清掃等による自然景観の保全を進めます。

2) 自然緑地のレクリエーションとしての活用

- ・自然緑地においては、子どもたちの自然環境学習やレクリエーションの場として活用するための環境整備やシステムづくりを進めます。
- ・自然にふれあえる場として整備されている「初谷川自然の森」を拠点として、保全活用を検討します。
- ・田園地域においては、里山的環境を後世に残すため、環境学習と連携した文化の継承や日常的に親しめる空間として、野の道や川辺の道等による水と緑のネットワークの形成など、自然と人のふれあいの場を確保します。

3) 河川の保全・改修

- ・周辺の自然景観に配慮した改修・整備を行い、住民が一層水に親しめるとともに、訪れる人を惹きつける景観形成に向けた清掃、美化等の管理を進めます。
- ・府管理河川について、管理者である大阪府に対して、総合的な治水対策の推進を働きかけるほか、自然に親しみながら環境について学べる場となるよう働きかけていきます。
- ・府管理河川の改修や整備については、必要に応じて大阪府へ要請していきます。

4) 持続可能な農地の維持・保全

- ・町内で就農をめざす人を対象とした就農支援塾の展開により、将来の農家担い手の育成に努め、町内の遊休農地の活用を図ります。
- ・各地域で地域計画を策定し、地域農業を担う中心経営体を明確化し、地域農地の維持と保全に努めます。
- ・農地保全及び遊休農地拡大の防止に向けて、新規就農者や町外からの農地利用者が就農しやすい環境を整えるための土地利用に柔軟に対応します。

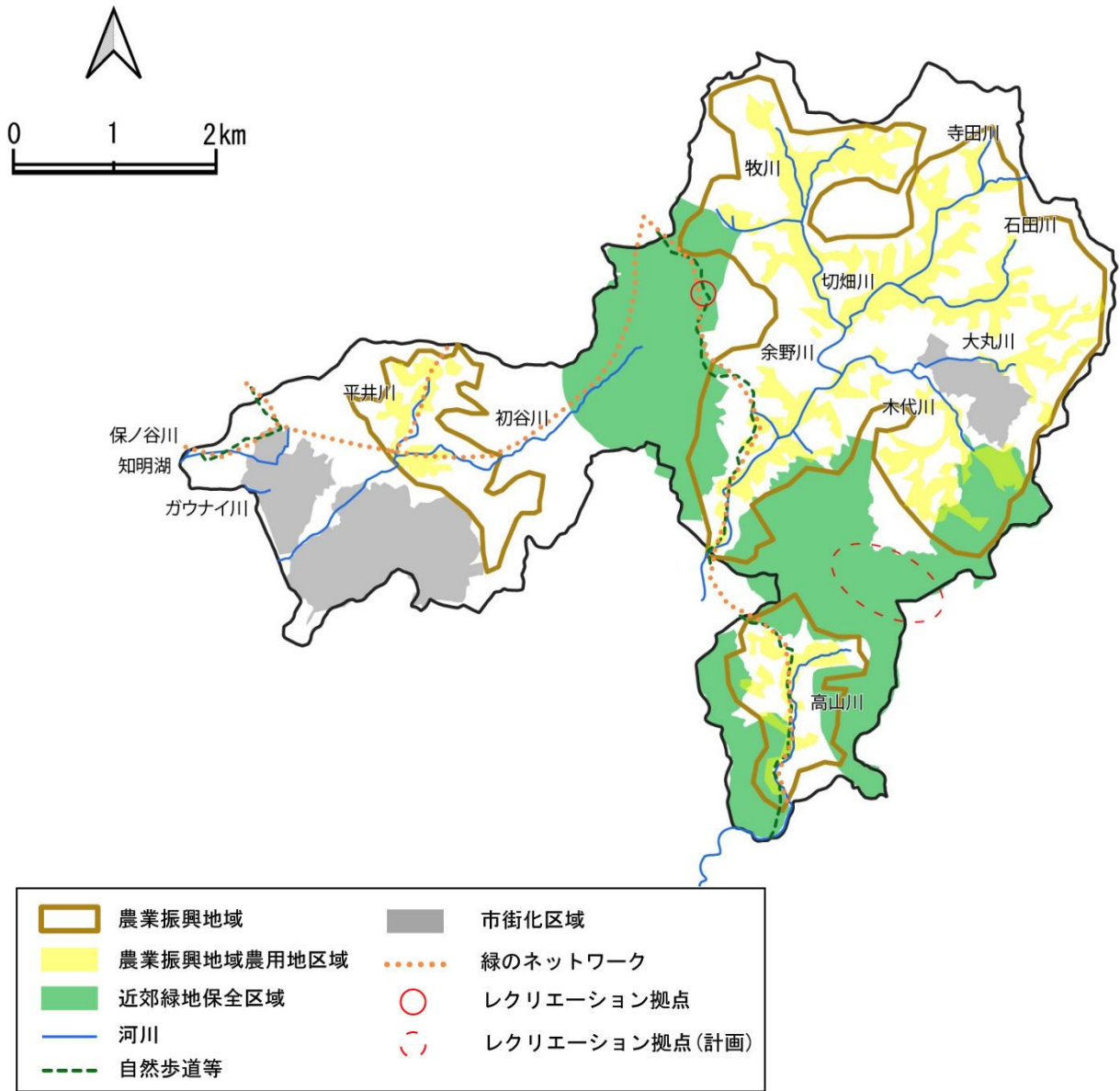


図 17 自然環境保全方針図

3. 地域別構想の検討

3-1. 地域区分

東部地域と西部地域の境目に妙見山に連なる自然が広がる本町では、それぞれの特色ある地域を形成していることから、まちづくりにおいても地域特性を活かしていくことが求められます。

地域別構想では、地域特性を考慮し、本町を東部地域と西部地域の2地域に区分し、各地域のまちづくりの方向性や基本方針を示す。また、この2地域が連携することで個性を活かした本町の発展をめざしていきます。



図 17 地域区分図

4. 計画の実現に向けて

本計画は、町の都市計画の基本的な方針となるものであり、今後はこの方針に基づいてまちづくりを進めていきます。

本計画の策定にあたっては、住民意向調査の実施や、計画案に対するパブリックコメントの実施など、住民参画の手法を導入してきました。限られた財源のなか多様化する住民のニーズに対応するため本計画の実施にあたっては、町、住民、地域団体、NPO 法人・社団法人、企業・事業者、国・府といった多様な主体がそれぞれの役割を持ち、互いに連携しながらまちづくりを進めていくことが求められます。

また、計画の記載内容について、実現状況を把握評価するほか、継続的に業務を改善する効果的な進行管理を進めます。

(1) 協働によるまちづくり

①町・住民・地域団体・NPO 法人・企業事業者の役割分担

本計画に沿ったまちづくりの推進に向けた、町、住民、地域団体、NPO 法人・社団法人、企業・事業者の担うべき役割は以下のようにまとめられます。

町	<ul style="list-style-type: none"> ・地域、地域住民に直接的に関する基礎自治体として、地域の「まち・ひと・しごと」の基盤づくりに、包括的な役割を果たしていく。行政だからこそ出来ることを中心に、各種支援やまちづくり活動に取り組みます。 ・既存の行財政運営に捉われず、新しい仕組みを生み出しながら、住民や活動者、民間企業と連携したまちづくりを進めます。 ・地域おこし協力隊などを活用しながら、町外から関わってくれる人々（関係人口）を確保し、より幅広いまちづくり活動に取り組みます。 ・多様な広域連携の仕組みとして、国や広域自治体である大阪府、周辺の市町村と共創するための機能の強化に取り組みます。
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の身の回りで取り組めることから取り組んでみます。 ・地域や団体の活動に興味を持って、積極的にまちづくり活動に参加します。 ・ともに活動に参加する仲間を見つけ、協力しながらまちづくり活動に取り組みます。
地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・自分たちの活動に楽しんで取り組むとともに、周りの人たちも巻き込んで活動が進められるよう、情報発信や人材確保に取り組みます。 ・他の団体や活動者、企業・事業者、行政と連携した取り組みも進めます。
NPO 法人	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中の細かな課題や取り組まなければならないことについて、活動者を増やしながら活動を進め、課題解決を図っていきます。 ・他の団体や活動者、企業・事業者、行政と連携した取り組みも進めます。
企業事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業・事業者だからできることを積極的に活かし、企業活動を通じてまちづくりに貢献をします。 ・積極的に官民連携に取り組み、新しいまちづくり活動の新しい様態を生み出します。

出典：総合まちづくり計画

②連携、協働の仕組みづくり

これからのまちづくりには、町、住民、地域団体、NPO 法人・社団法人、企業・事業者それぞれの役割と責任のもと、協働によるまちづくりを進めることが重要です。

このため、多様な主体によるまちづくり活動が行われるよう、町による必要な情報の提供、活動場の提供、専門家等の派遣による学習機会の提供、また他団体との調整や助言などの支援を行います。

また、まちづくりの実現に向けて、町から必要な情報を提供するとともに、地域懇談会などを通じた意向の把握など、町、住民、地域団体、NPO 法人・社団法人、企業・事業者の合意形成を図る場や機会づくりを進めます。

(2) まちづくりの手法

本計画に沿ったまちづくりの実現に向けて、本町及び地域の特性にあった土地利用規制や条例等の導入について検討します。

このような土地利用規制には、行政が指定を行うもののほか、協定など住民主体で締結するものがあり、一例を示すと以下の通りです。

<良好な住環境を構成するための手法>

* 都市計画法「用途地域」

市街地の大枠を定め、建築物の用途や形態等の規制・誘導により秩序あるまちづくりを進めるもの。
生活利便施設や賑わい施設等の立地誘導を進めるため、以下のような見直しを行うことが考えられる。

* 都市計画法「地区計画」

地域特性に応じ、地区住民の合意形成に基づき、良好な都市環境を形成するための事項を定めたもの。

* 都市計画法「特別用途地区」

当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完するものとして用途地域に重ねて指定する。

《見直しイメージ》

想定エリア	手法検討案	イメージ
幹線道路沿い	都市計画法「用途地域の変更」 (現状) 第一種低層住居専用地域⇒ (変更) 第二種低層住居専用地域	日用品店舗や喫茶店など独立店舗の建築が可能。
公園区域	都市計画法「用途地域の変更」 (現状) 第一種低層住居専用地域⇒ (変更) 第二種低層住居専用地域	カフェなどの建築が可能。
市街化区域で 廃校となる 学校跡地	都市計画法「特別用途地区」の重複指定 (現状) 第一種低層住居専用地域 第一種中高層専用地域⇒ (重複指定) 特別用途地区等	宿泊施設や商業施設の誘致が可能。
市街化調整区域 で廃校となる 学校跡地	都市計画法「地区計画」等の指定 (現状) 市街化調整区域⇒ (指定) 地区計画等	民間活力等の活用を視野に入れた適切な整備・活用をめざす。

* 建築基準法「建築協定」

地区住民の合意形成に基づき、建築における最低基準を地域の要求に応じて規定。

* 景観法「景観計画区域」

景観保全のための規制を行う区域。景観行政団体に指定された自治体のみ定められる。

* 景観法「景観協定」

一団の土地所有者、地権者の全員の合意による良好な景観形成に関する協定。

<緑地環境を保全するための手法>

* 農業振興地域の整備に関する法律「農用地区域」

農用地として利用すべき区域。地域一体としての農業の振興を図るため、転用制限を含む農業の保護措置がある。

* 都市緑地法「緑地保全地域」

都市における緑地を保存、維持、管理する土地として、都市計画で指定。

* 森林法「保安林」

公益目的の達成のために伐採や開発に制限を加える森林区域。

<開発を抑制し、適切な開発を促進する手法>

* 都市計画法「大規模集客施設の立地規制」

大規模集客施設の立地は原則、商業系用途以外は不可。

* 都市計画法「開発許可制度」

市街化区域での一定規模以上の開発行為に公共施設の設置を義務づけて開発許可、市街化調整区域では一定の条件に当てはまる場合のみ開発許可。

* 都市計画法「市街化調整区域における地区計画」

一定要件を満たせば、行政の許可を受けることで、市街化調整区域においても開発可能。

(3) まちづくりの推進体制

本計画に基づいたまちづくりが適正に行われているかどうかについて評価し、計画的にまちづくりを推進するために、以下の取り組みを行う必要があります。

① 庁内体制の充実

◆ 情報公開と住民意見の反映

住民、地域団体、NPO 法人・社団法人、企業・事業者に対して本計画を公表し、理解を得ることで円滑にまちづくりを進めるとともに、まちづくりの進捗状況を随時公開し、住民への周知を図ります。

また、情報をもとに寄せられる意見や提案については、見直しの際、必要に応じて反映させていきます。

◆ 行政内の連絡調整体制の検証と改定

本計画に関係する分野での事業が円滑に進行するよう、庁内の連絡調整体制を整え、整合を図りながらまちづくりを進めます。

◆ 本計画の役割の検証と改定

今後の計画見直しに向けて、職員がより利用しやすい計画となるよう、本計画の役割や活用方法を検証します。

② 本計画の進行管理

都市計画マスタープランは長期計画であり、この間、今後、人口減少、デジタル田園都市の推進など町のまちづくりへの影響も想定されることから、策定後 5 年を目途に計画を検証・評価し、必要と判断された場合は改定を行います。

計画の評価にあたっては、住民や学識経験者を主体にした組織を設置し、PDCA サイクルにより総合的な評価、検証、改善を行います。

また、社会的潮流の変化を受け、総合まちづくり計画等の上位計画や関連計画との間に矛盾が生じた場合や、地域の状況及び住民のニーズに変化が生じた場合、これに柔軟に対応し、改定を行います。

資料編一用語集

<英数>

文言	解説
4R	リフューズ (Refuse) = ごみの発生回避、リデュース (Reduce) = ごみの排出抑制、リユース (Reuse) = 製品・部品の再利用、リサイクル (Recycle) = 再資源化のこと。
AI	「Artificial Intelligence」の略称で人工知能のことであり、コンピューターの性能が大きく向上したことにより、機械学習などの技術を持つ。
ICT	「Information and Communication Technology」の略称で情報通信技術のことであり、コンピューターを単独で使うだけではなく、ネットワークを活用して情報や知識を共有することも含める。
IoT	「Internet of Things」の略称で、コンピューターだけではなく、車、家庭用電化製品、工場の製造ラインなどのさまざまな「モノ」をインターネットに接続し、遠隔操作や状態監視、状況監視、データ送受信などが可能。
Iターン、Uターン	都会出身者が入学や就職を機に地方へ移住することをIターン、生まれ育った土地を入学や就職を機に離れ、再び生まれ育った土地に移住することをUターンという。
NPO	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称。様々な社会貢献活動を実施し、団体の構成員に収益を分配することを目的としない団体の総称。
Society5.0	フィジカル空間（現実空間）のセンサーからの膨大な情報がサイバー空間（仮想空間）に蓄積され、膨大な情報が高度な技術により解析されたものがフィジカル空間の人間に様々な形でフィードバックされるというように、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。
SDGs	SDGs : Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）は、17のゴール・169のターゲットから構成された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。地球上の誰一人取り残さないことを誓い、発展途上国のみならず先進国も取り組んでいる。

<ア行>

文言	解説
1級町道	①都市計画決定された幹線街路、②50戸以上の主要集落と密接な関係にある主要集落を連絡する道路、③主要集落と主要交通流通施設、主要公益的施設、主要生産施設いずれかを連絡する道路、④主要交通流通施設、主要公益的施設、主要生産施設又は主要観光相互間において密接な関係を有するものを連絡する道路、⑤主要集落・主要交通流通施設・主要公益的施設・主要生産施設・主要観光地と密接な関係にある、一般国道・都道府県道または幹線1級市町村道を連絡する道路、⑥大都市または地方開発のために特に必要な道路のいずれかに該当する道路。
インフラ	インフラストラクチャー（社会基盤施設）の略称で、社会的経済基盤と社会的生産基盤を形成するものの名称。道路・橋りょう・上水道・下水道などが含まれる。
営農法人	稲作のような土地利用型農業をはじめ、施設園芸、畜産など、農業を営む法人の総称。

<カ行>

文言	解説
開発許可運用指針	良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的とする開発許可制度を運用していく際の考え方を分かりやすい形で示したもの。
簡易水道	給水人口101人以上、5000人以下に給水する計画の小規模な水道事業。主に農村漁村を対象とする。
管理不全空き家	窓が割れていたり、雑草が繁茂していたり、ごみ等が放置されていたりなど周囲に迷惑や危険を確認できる空き家のこと。各地方自治体で判断基準は異なる。
合併処理浄化槽	水洗トイレから流れ出る排水と、台所・風呂などから流れ出る排水をあわせて浄化する施設。
狭あい区間	面積などが狭く、ゆとりのない区間のこと。
近隣商業地域	住民が日用品の買物などをするための地域であり、住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられる。
近郊緑地保全区域	近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる規制都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における郊外若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域。

文言	解説
グローバル化	情報通信技術の進展、交通手段の発達、市場の国際的な開放等により、人・物・情報の国境を越えた移動が活発化し、文化、経済、政治などの活動やコミュニケーションが地球規模で統合、一体化される趨勢。
コミュニティ	住民が自主性と責任に基づいて、帰属意識や住民相互に連帯意識が見られる生活共同体。
コンパクトシティ	高密度で近接した開発形態、公共交通機関でつながった市街地、地域のサービスや職場までの移動の容易さという特徴をもった都市構造。
公民連携	「Public Private Partnership」の略称で、自治体と民間事業者等が連携して公共サービスの提供を行う仕組みのこと。
公共水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、灌漑用水路その他公共の用に供される水路。
個別排水処理施設整備事業	下水道や農業集落排水処理施設等により汚水等を集合的に処理できない地域において、単独事業により合併処理浄化槽の設置や維持管理を実施する。

<サ行>

文言	解説
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域に対して指定され、この区域内では開発行為、建築行為が原則として禁止されている。
除却	家屋などを解体すること。
市街化区域	都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときに定める区域区分のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
主要地方道	地域において主要な役割を担っている道路であり、建設大臣が指定する。
初期消火資機材	消火器、スタンドパイプ、軽可搬消化ポンプの総称。
森林環境譲与税	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づいて、市町村では、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てられる。
準防火地域	都市計画で指定されている火災予防のため厳しい建築制限が設けられている地域。建物は規模に応じて防火措置を施したり、屋根の不燃化などの規制がある。
スマートシティ	ICT（情報通信技術）や AI（人工知能）などの先端技術の活用により、エネルギーや交通システム、行政サービスなどのインフラを効率的に整備、マネジメントすることで最適化された、持続可能な環境配慮型都市。
水源涵養	雨水等の水資源を貯留し、洪水の緩和、水質の浄化といった機能のこと。これらの機能により、雨水の川への流出量を平準化したり、おいしい水を作り出したりする。
ストック	ものなどをたくわえておくこと。この計画では、今まで整備されてきた施設や道路などのことを指す。
(下水道)ストックマネジメント計画	持続可能な下水道事業を実施するという目的のもと、目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状況を予測するとともに、下水道施設を計画的、効率的に管理する計画。
スカイライン	空を背景として、山や樹冠等が描く輪郭線のこと。
生態系	1,000 万以上の種類がいると考えられている地球上の生きものそれぞれが、太陽光をエネルギー源として他の生きものや自然環境と関わり合い、形づくっている仕組み、働きのこと。
総合計画	まちの望ましい将来像とその実現のための基本方向や手段を明らかにするものであり、これからのまちづくりの進んでいく方向を示した最上位の計画。
造林・除間伐・保育	健全な森林の造成や保育を行う造林事業において、樹木の生育を妨げる他の樹木の刈り払いを行う除伐、樹木の成長に応じて、一部の植栽木を伐採し、立木密度を調整する間伐などの作業を行う。

<タ行>

文言	解説
耐震性貯水槽	耐震性能を持った構造・素材で構成された防火水槽設備。災害時の消火活動や飲料水の確保という非常時の水源確保のため設置計画が進められている。
地区計画	地区計画は、地区の目標、将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」とからなり、住民などの意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定めるもの。

文言	解説
地域公共交通網形成計画	地域公共交通の現状・問題点・課題の整理を踏まえ、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定めるもの。
地域公共交通再編実施計画制度	地域公共交通網形成計画で、公共交通の在り方や役割を定める際に、公共交通ネットワークの利便性及び効率性を向上させつつ、面的な再構築を行う場合に策定できる計画。
長寿命化	建築物などを資産価値の高い社会資本として将来に引き継ぐとともに、廃棄物の発生や資源・エネルギーの消費の削減にも貢献すること。
低炭素社会	気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会をいう。
デジタル化	アナログなものの電子化を行った上で、さらに業務プロセスをデジタルにより効率化すること。例として会議のオンライン化など。
テレワーク	厚生労働省では「情報通信技術（ICT）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」と定義。本拠地のオフィスから離れた場所で、ICTを活用し仕事をする事。
都市計画区域	都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域まで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などからみて、一体の都市として捉える必要がある区域。
都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市の開発や利用に関する決まりなど街づくりに必要な事項について定めたもの。
土砂災害警戒区域	土砂災害による被害を防止・軽減するために、危険を周知し、警戒避難体制の整備を行う区域。
都市基盤施設	電気やガス、水道、通信施設、道路、河川、鉄道などの生活・産業に必要不可欠な基盤、また学校、公園、病院などの公共施設のこと。

<ナ行>

文言	解説
認定こども園	幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持った教育・保育を一体的に行う施設。「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」、「地域における子育て支援を行う機能」を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることが可能。
法面	道路工事や鉄道工事などで切土や盛土によって人工的につくられる斜面のこと。
農業振興地域	市町村が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域であり、農地転用は禁止されている。
農業振興地域農用地区域	農業振興地域として指定した土地のうち、集团的農地や農業生産基盤事業の施行地等については、市町長が将来的に農用地として保全すべき土地として指定した区域。開発が規制され、農業振興施策が重点的に実施される。

<ハ行>

文言	解説
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

<マ行>

文言	解説
まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 27（2015）年に策定が努力義務として設定された、『「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す』ことができるよう、5か年ごとの目標を立て、その目標に向けて取り組みを進めるための計画。

<ヤ行>

文言	解説
ユニバーサルデザイン	バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
遊休農地	1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない、または、周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地。
擁壁	崖などの地盤崩壊を防ぐためにコンクリートブロックや石などを使って造る壁状の構造物のこと。
要水防ため池	水害の発生を警戒したり、土のうなどで水があふれることを防ぐ必要性があるため池。

<ラ行>

文言	解説
ライフスタイル	生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた生活の送り方。
ライフサイクルコスト	製品や構造物（建物や橋、道路など）がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたもの。たとえば建物では計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額。
立地適正化計画制度	医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとした住民が公共交通により生活利便施設等にアクセスできるようなコンパクトなまちづくりを、行政と住民、民間事業者が一体となり、促進するための制度。
連続雨量	雨の降り始めた時刻（雨量が 0.0mm より 0.5mm 以上になった時点）から、降り終わり時刻（累積雨量がカウントされない時間が 6 時間超えたとき）までの累積雨量のこと。

<ワ行>

文言	解説
ワークショップ	様々な立場の人が意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見などをまとめ上げていく手法。